
平成29年 第3回(定例)うきは市議会会議録(第3日)

平成29年6月13日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成29年6月13日 午前9時00分開議

- 日程第1 一般質問
日程第2 議案質疑(議案第50号、議案第51号、議案第53号、議案第49号)
日程第3 議案の委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
日程第2 議案質疑(議案第50号、議案第51号、議案第53号、議案第49号)
日程第3 議案の委員会付託
-

出席議員(15名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 岩淵 和明君 | 2番 鏑水 英一君 |
| 3番 熊懷 和明君 | 4番 中野 義信君 |
| 5番 佐藤 湛陽君 | 6番 上野 恭子君 |
| 7番 江藤 芳光君 | 8番 伊藤 善康君 |
| 9番 諫山 茂樹君 | 10番 岩佐 達郎君 |
| 11番 大越 秀男君 | 12番 高山 敏枝君 |
| 13番 三園三次郎君 | 14番 藤田 光彦君 |
| 15番 櫛川 正男君 | |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

| | |
|------------|------------|
| 局 長 熊懷 洋一君 | 記録係長 浦 聖子君 |
| 記録係 伊藤 諒平君 | |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------------|--------|----------|--------|
| 市長 | 高木 典雄君 | 副市長 | 今村 一朗君 |
| 教育長 | 麻生 秀喜君 | 市長公室長 | 石井 好貴君 |
| 総務課長 | 楠原 康成君 | 会計管理者 | 田邊 敏文君 |
| 市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長 | | | 瀧内 教道君 |
| 企画財政課長 | 中野昭一郎君 | 税務課長 | 山崎 秀幸君 |
| 徴収対策室長 | 白石 孝博君 | | |
| 市民生活課長兼人権・同和対策室長 | | | 安元 正徳君 |
| 生涯学習課長 | 瀧内 英敏君 | 監査委員事務局長 | 樋口 秀吉君 |
| 保健課長 | 原 廣正君 | 福祉事務所長 | 梶原 康宏君 |
| 住環境建設課長 | 江島 高治君 | | |
| 農林振興課長兼農業委員会事務局長 | | | 松尾 正和君 |
| うきはブランド推進課長 | | | 田籠 正規君 |
| 水資源対策室長 | 高木新一郎君 | 学校教育課長 | 権藤 精二君 |
| 浮羽市民課長 | 山田 昭紀君 | 自動車学校長 | 高木 慎君 |
| うきはブランド推進課参事 | | | 樋口 一郎君 |
| 財政係長 | 高瀬 将嗣君 | | |

午前9時00分開議

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めましておはようございます。本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許します。4番、中野義信議員の発言を許します。4番、中野義信議員。

○議員（4番 中野 義信君） 議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

通告しておりましたように、6項目について順次質問をさせていただきます。

まず1番に、ふるさと納税の返礼品の見直しについてということでございます。

うきは市の28年度の寄附金の受け入れ額については、先日の全協の中で金額が示されており

ました。通告の後でございましたので、通告をしておりましたので、受け入れ額なり、あるいは問題となっております返礼品の費用は幾らかということ。それから、自治体間で過度な返礼品の競争を是正することから、総務省が4月1日付で各市町村に自粛を求めていると思いますが、うきは市につきまして、そのことについての考え方を伺いますのでございます。

以上です。お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいまふるさと納税の返礼品の見直しについて、大きく2点の御質問をいただきました。

まず1点目が、平成28年度の寄附額、返礼品にかかる費用についての御質問であります。まず、平成28年度の寄附額は2億2,148万500円でございます。次に、返礼品にかかる費用については、1億488万9,050円となっております。

2つ目の御質問、総務省からの過度な返礼品競争の是正要請に対する市の考え方についての御質問であります。ふるさと納税については、2億円を超える御寄附をいただいているところでありますが、うきは市では、送料を含んで寄附額の50%を返礼品としており、年間1億円を超えるうきはの特産品が全国へ届けられていることとなります。このことは市のPRになることはもちろんであります。事業者にとっても、売り上げにつながるだけでなく、全国に自分の商品が届くことで、誇りと自信にもなっているところであります。地域経済の活性化に大いに貢献をしているものと認識をしております。今後も市のブランディングを推進するとともに、新たな商品の開発・確保に努め、ふるさと納税の推進による地域振興を図っていきたいと考えているところであります。

そのような中で、皆様御承知のとおり、4月に総務省から返礼品のあり方等についての指導がっております。価格の表示や商品内容などの指導のほか、特に大きく関係するものが、返礼割合を30%以下、これには送料は含まれておりませんが、30%以下にすることというものであります。うきは市では、送料を含んで50%を返礼品としております。国への報告については、商品代はおおむね30%ということで回答を行っております。しかし、詳細に個別ごとに捉えると、30%を超える商品があることも事実であります。現在、返礼品に含まれる送料の調査を行っておりますが、その結果を踏まえ、うきは市の返礼品の見直しを検討してまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 総務省の関係の通知のポイントというのは、今、市長が申されたところでございますが、4つのことが言われておるようでございます。1つ目は、納税の対価と誤解を招く価格表示はしない。それから2番目に、金銭類似品性が高いプリペイドや商品券、資

産性が高い電気製品、家具、高額品は避ける。3番に、今問題となっております価格は返礼品の3割以下とする。それから4番目に、住んでいる自治体に寄附した住民には送らないというようなことが大まかなポイントのようでございます。

いろいろ新聞等を見ても、寄附額が2015年度で全国でトップは宮崎県の都城市ということで42億3,100万円、それが2016年度には倍の73億円というふうに載ってありました。うきは市もそうですけれども、やっぱりできるだけ地元の農産物なりを送るということで、都城市の場合には特産物の牛、豚、それから鶏ですね、それから焼酎などを送っておるということでございます。

2014年度に返礼品の調達比の割合を5から6割に引き上げたところ、寄附額が非常にふえたというようなことが出ておりました。返礼品の調達比の割合につきましては、全国的には4割程度だということが書かれておったようでございます。

都城市についても、担当者は、寄附は減るかもしれないが、市に残る金額はふえる可能性もあるというようなことで、前向きに取り組んでいきたいというようなことが新聞には出ておったようでございます。

筑後地区の関係も新聞に出ておりましたが、2016年度で久留米市で20億1,430万円、大川市では6億67万円、柳川市では2億1,800万円ということが出ておりましたけれども、返礼品の中で久留米市は特に寄附額の半分程度が自転車ということで、これについては取りやめるといったことが出ておりましたようです。それから、大川市については家具で発展した市ですから、特にやっぱり家具やらインテリア関係がありますので、非常に苦慮しておるようですが、今のところは続けるというふうなことが出ておったようでございます。みやま市なり大牟田、小郡、筑後市などについては、返礼品の割合が3割程度のため、見直しは予定していないということございました。参考までに、少ないところは広川町が1,360万円、小郡市が2,279万円、大牟田市が2,560万円ということが載っておりました。

そういったことで、各自治体についても、返礼品の見直しをされておるようですが、今さっき市長の申されますように、うきは市においては、全体的には送料含めて5割という説明が今されましたが、中はやっぱり一つ一つ見ますと、3割を超しておるものがあるということで聞いたわけです。この対応について、やっぱり今後、検討していかにかいにかんというふうに言われておるということでございますけれども、自治体自体もやっぱり返礼品が目当てということではなくして、やっぱりふるさとを応援していくというような気持ちが寄附の形であらわれていると。本来の目的というのがそういったことですから、やっぱりその本来の目的の周知、これについて、どのように市長が図っていくのか、やっぱり理解を得にかいにかんもんですから、そういったことについて再度お聞きしたいと思います。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先日、いろいろ全員協議会等々で議員さんのほうにも情報提供させていただいているんですが、今年度から特定寄附という形で、ふるさと納税の使途のあり方を明確にして、しっかりその返礼品ありきじゃなくて、もっと使途を明確にして応援をいただくような仕組み等々についても今考えておりますし、さらに詳細な検討を進めさせていただきまして、私どもとしては送料含みの5割ですので、トータル的にはそんなに大きく返礼品を重視しているようなところはないんですけども、議員今御指摘のように、個々別に見てしまいますと、どうしてもそうなりますので、そこはしっかり精査をして是正していきたいと、是正する方向で持っていきたいと、こう思っています。

それから、換金性というか、プリペイドカード等は一切ないわけでありますが、ただ高額商品というのは一部ございますので、そういうことも本来のあり方に沿うかどうか、総務省の要請通達に基づいて、やはり抵触するのか否かはしっかり見きわめて、抜本的に見直しをしないと、このように考えております。

○議長（榎川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 今市長が申されましたように、一応後で見直しをするというようなことで、やっぱり寄附者の気持ちを大事にしていてもらいたいというふうに思います。

それでは次に、男女共同参画による社会づくりについてお尋ねをしたいと思います。

私が市会議員になりまして、26年の9月議会なり、あるいは3月議会でのこのことについては市長の考え方を伺っておりますけれども、そのときにも申し上げましたように、私が市議選立候補に当たりまして、6つの目標なりというか、抱負といいますか、そういったものを掲げておりました。その一つがこの男女共同参画社会でございましたものですから、一応確認というようなことで、毎年その取り組みについて実はお尋ねをしておるわけでございます。そういったことから、(1)に上げておりますように、うきは市において、地方自治法第202条の3に基づく審議会等の女性登用率は何%か、また、県内市町村の平均登用率及び県内では何番目の登用率か。それから2番目に、平成32年度の女性登用率を30%、37年度は35%の目標となっております。ということで、達成に向けての取り組みについてお尋ねしたいと思います。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま男女共同参画による社会づくりについて、大きく2点の御質問をいただきました。1点目が、審議会等の女性登用率についての御質問であります。直近の平成29年4月1日現在で35審議会等の登用率は29.2%となっております。他の市町村との比較及び県内順位であります。平成29年度は他の市町村分がまだ公表されておられませんので、平成28年4月1日現在で申し上げますが、うきは市の登用率が、昨年4月1日が28.8%

に対して、県平均が30.5%で、県内順位は60市町村中24位となっております。

2点目が、目標とする女性登用率達成に向けた取り組みについての御質問であります。市では、第2次うきは市総合計画及び第2次うきは市男女共同参画基本計画の中で、審議会や委員会等における女性委員の登用率を平成32年度までに30%、平成37年度までに35%とする目標を掲げています。現在の登用率が29.2%でございますので、当面の目標値である30%に向けて、任期満了前に女性委員の数を確認し、管理職会議や庁内の男女共同参画推進委員会において、積極的な登用をお願いしているところでございます。審議会の特性によって、委員の対象となる女性が少ない審議会もありますが、今後、所管課と個別に協議を行いながら、男女共同参画の趣旨に沿って、目標達成に向けて努力をしていきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 平成25年度の女性の登用率、これはうきは市ですけれども、20.2%、26年度が22.5%、それから、27年度が28.8%、28年度も同じく28.8%ということになっておりますが、ことしの4月については、今、市長が申されたとおり、29.2%ということで、少しずつではありますが、やっぱり努力の跡がうかがえるように思われるわけでございます。

しかしながら、35の審議会とか委員会の中で、女性のいない、つまりゼロですね、ゼロの委員会が、2委員会ある。また、女性が1名の委員会は4つあるということでございます。やっぱり女性一人ではなかなか意見が出しにくいというような面もありはしないかというふうに思われますので、これは女性の意見が出せるように、そうするのも市なり行政の役割ではないだろうかというふうに思うわけでございます。

また、その女性の割合が13%なり14%の会もあるようでございます。それぞれの委員会の中で、任期は違いますものですから、1年なり2年、3年なり4年というふうに違いますけれども、今までよりか、これから先のほうがパーセントを上げていくということについては、やっぱり1%上げるなり、2%上げるというようなことは今まで以上に労力が要るのじゃないかなというふうに思うところでございます。

決して役員の任期の際には職員任せではないというふうには思いますけれども、女性の少ない組織については、やっぱり市長なり副市長なりが出席をして、積極的に要望していかないと変わらないのじゃないかなというふうに思うところでございます。

この資料を見ますと、例えば、青少年問題、これは5番にありますけれども、これについては生涯学習課の担当ですけれども、委員数が27のうちに女性が4名ということで、14.8%と出ております。青少年なり子どもの問題については、やっぱり女性の意見というのも非常に重要でございますから、私はもっとふやせるんじゃないかなというふうな気がするわけでござい

す。

それから、景観協議会というのが34番目にありますけれども、これも委員数は8名ですけれども、1名の女性だと、12.5%ということになっておりますが、景観あたりについても、やっぱり女性の見た目といいますか、そういったことも大事ですから、そういったことで一つ一つを見ていきますと、まだまだパーセントは上げられるんじゃないかなと。それで、第一の目標であります30%ですね、これについては非常に近づいておるといふふうに思いますので、何もそのときまでにせんで早くてもいいというふうにも思いますものですから、そういったこともありますので、再度、1年でも早く達成するように手配といいますか、お願いをしたいと思います。

一方、地方自治法の第180条の5の委員会の中では、これは教育委員会なり農業委員会ということの中で、特に国の制度によって委員数なりが変わってくると。特に今回、農業委員会のお話が出ておりましたけれども、農業委員会も大幅に数字が変わってくるというふうなこともありますけれども、これにつきましても前年と同じ18.6%ということになっておるようでございます。そういったことをいろいろ踏まえながら、再度、市長の決意をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど議員御指摘のように、私の答弁は地方自治法の202条の3の審議会、委員会等について触れましたが、当然、自治法の180条の5のいろんな委員会もございまして、そこもしっかり視野に入れて、女性の登用率の向上に向けて頑張っていきたいと、こう思っています。

以前、議会でも答弁させていただいたと思うんですが、今、福岡県に女性の活躍推進福岡県会議というのがあるって、これもいち早くうきは市は女性大活躍推進宣言に登録をしております。そしてまた、昨年4月1日に施行されました女性の活躍推進法という法律もありまして、そういう趣旨をしっかりと見据えながら、各審議会、委員会の人選については、全て決裁で私まで回ってきます。決裁のたびに担当職員を呼んで、この女性の登用は何とかならないかと、一つ一つ私自身がチェックをさせていただいておりますので、今後もそういう対応の仕方をして、女性の登用率を上げていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） ちょっと私が農協のほうにありましたものですから、以前も申し上げましたように、女性の登用につきましては総代会ですね、総代の定数なりにつきましても、やっぱり理事側からある程度数字を出して、それぞれにお願いをしておると。理事についても、人数についてもそれぞれ割り当てといいますか、目標を与えながら進めておるといふような経過もありますので、ぜひともそういったことで市長なり副市長なりが踏み込んでいただいて、できるだけ達成をお願いしたいと思ひまして、一応男女共同参画についてはこれで終わらせていただ

きたいと思います。

次に、小学校の空調設備についてでございます。

議会としても念願でありまして、今日まで多くの議員が一般質問をされております空調設備につきましては理解いただきまして、吉井中学校、浮羽中学校、いわゆる中学校については空調設備工事が現在進められておると。今月下旬には完成ということで、生徒さんはもちろんのこと、学校関係者、あるいは保護者の方も大変喜んでおるようでございます。ことしの夏には間に合うというようなことのようにございます。この環境改善がそれこそ学力向上にもあるというふうに思われますので、それにつながるように先生の指導と生徒みずからも努力しなきゃいかんもんですから、そういうことで期待をするものでございます。

さて、ことしも5月の終わりから6月上旬と大変暑い日が続いて、三十何度ということが早くも当たり前ようになっております。きょうは若干冷やっとなあるというか、しのぎやすいようでございますけれども、中学校のほうはそういったことで工事が進められておりますから、あと、ここに書いておりますように、小学校の設備をどのように今後進めていくのか、以前から申しておりますように、温度調査は指示してあるのか、そのことにつきまして教育長の考え方なりをお願いしたいと思っております。

○議長（榎川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 各小学校への空調設備をどのように進めていくのかについての御質問でございます。

議員が今御指摘になりましたように、吉井中学校、浮羽中学校につきましては、昨年11月に学校施設環境改善交付金の交付決定をいただき、現在、空調設置工事が行われております。両中学校とも6月下旬より稼働を開始する予定でございます。本年度も各学校に温度調査の指示をしておりますので、温度調査の結果及びうきは市公共施設等総合管理計画に基づき、学校施設の個別施設計画を策定いたしまして、教育環境の整備を進めていきたいと考えております。

○議長（榎川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 小学校では、普通教室には空調設備がないわけですがけれども、事務室なり職員室、あるいは校長室なり保健室なり、そういったことで平均的には7教室が設置されておるというふうに聞いております。温度調査につきましては、昨年申し上げましたけれども、これは蛇足でございますけれども、小学校2校については、午前8時15分なり8時半なりに調査をしておったということを前回申し上げました。念のためお尋ねしたいと思っておりますけれども、やっぱり一番大事なことは、現場の先生方が子どもの環境面についてどれくらい理解をしておるのか、何をしなければならないということのあらわれじゃないかなというふうに思います。考え方を変えれば、職員室なりには整備されておりますけれども、一番大切な子どもの教室のことは

あんまり考えちょらんやったつかなと、その2校についてはですよ。そういうふうには受け取られるわけでございます。そういったことから、空調設備につきまして、やっぱり小学校なりの全教職員がやっぱり子どものことを考えながら、周知徹底をしていかなきゃならないと思いますので、そこら辺の周知徹底やらにつきましては、教育長はどれくらいそういった徹底をされておるのか、そのことにつきましてお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 昨年12月の議会だったかと思います。議員のほうから、小学校2校の温度調査のあり方につきまして、厳しい御指摘を受けております。私のほうはその後、また本年度もそうでございます。6月の校長会におきましても、改めて学校教育課長ともども校長のほうに適切に温度調査をするようにという指示をいたしているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 28年の9月議会で報告しましたように、近隣の市町村のことにについてはおわかりだと思いますけれども、やっぱりどこでも予算が余裕があるという市町村はないと。やっぱりどこでも厳しいというふうに思われますので、しかしながら、ほとんどの周りの市町村については、小・中学校ですね、設備がされておるといふふうに聞いておりますが、近隣では久留米市、それから朝倉市、小郡市、筑前町ですね、隣の大分県の日田市では山間部の大山町なり前津江あたりも小・中学校に設備されておるといふことでございます。ぜひともこのことにつきましては、ある程度、いつごろまでにどのように考えておるのか、小学校については非常に学校数も多いということもありますので、多額の費用なり管理費用も必要だといふふうに思います。しかしながら、ぜひ進めなければならない問題だといふふうに思います。地球温暖化の対策については、今、毎日のようにニュース出ておりますけれども、パリ協定ではアメリカのトランプ大統領は離脱をされたといふことでございます。いずれにしましても、今後、温暖化については、やっぱり温度は高くなるということはあるけれども、低くなるというようなことは考えられないといふふうに思います。ぜひともこの空調設備につきましては、最終的には市長の権限といふか、判断といふか、そういうことであるといふふうに思いますので、市長のもうちょっと具体的にいつごろまでにどのようにといふようなことを述べていただきたいなといふふうに思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど教育長のほうから答弁があったように、公共施設等総合管理計画に基づきまして、個別施設計画、この中で検討してまいりたいと思っております。そして、この個別施設計画の策定については、国のほうからも、平成32年度までに策定するようにという要請も受けておりますので、そういう中にスケジュール感を持ってやっていきたいと、このように思います。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 施設計画によって進めるのもいいでしょうけれども、具体的にはやっぱり生徒というのはどんどん卒業していくわけです。やっぱり1年1年違ってくるわけですが、やっぱりそういった方たち、生徒のですね、やっぱり1年でも早くそういった環境を、勉強できるそういった環境をつくってやるのも市長の役割だというふうに思います。もうちょっと具体的に、それはわからなくてもいいですけども、やっぱり進めていただかないと、生徒については毎年卒業なりしていくわけですから、やっぱりその環境というのは一刻も早くしていかなければならないというふうに思います。もうそこら辺を十分考えていただいて、施設計画の32年度ということで、計画だけじゃいかんわけですが、これ、実際にやっぱり設置していただかんといかんわけですから。しかも、近隣の市町村につきましては、厳しい中にもやっておりますから、そこら辺のところを再度ちょっと同じような答弁だと思いますけど、お願いをしたいというふうに思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 将来を担う子どもたちの学習環境整備というのは非常に重要だと、こういう認識を持っております。繰り返しの答弁になりますが、個別施設計画の中で検討してまいりたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 一刻も早く実施できるように特段の御努力をお願い申し上げたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

小・中学校のトイレの改装、いわゆる洋式化についてということでございます。

このことにつきましては、ことしに柳川の市長選がありました。現職の金子市長が再選されておりますけれども、市長選の市民との公約が7つ挙げられておりました。非常に市民から見ればわかりやすい。というのは、1つには市民文化会館の建設なり、あるいは農林業関係では農林業の振興と新規作物や6次の産業化、そういったことが挙げられておりました。それから、あそこはどうしても観光を主体的に柳川の場合にはやっておりますので、観光面では、年間の来ていただくですね、入り込み客というのが150万人を目標だと。それから、宿泊客が10万人。それで、7つですからまだ幾つもありますけれども、その中の一つに、小・中学校のトイレの洋式化が挙げられておりました。

現在、小・中学校につきましては、トイレの改修が進められておりますけれども、今後の計画はどうなっておるのか、全校の改修が完了するには何年後を予定されておるのか。この完了というのは、全部が洋式化にするということではなく、やっぱり和式もある程度必要ですから、いわ

ゆる目標なり計画に対してある程度完了するというようなことがいつごろになるのか、そういったことをまずもってお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 小・中学校のトイレ改修についての御質問でございます。

今年度に山春小学校西トイレと大石小学校2階トイレの改修工事を夏休みに予定いたしております。平成30年度には山春小学校東トイレ、大石小学校1階トイレ改修工事を予定し、改修の終わっていない御幸小学校、江南小学校につきましては、平成32年度までに完了予定でございます。

また、広さや便器の個数の関係、不特定多数の使用した便器への接触を嫌がる児童・生徒もいますので、全てを洋式ではなく、和式トイレを一部設置しているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） まず、私が質問する上で、便器の数というのの数え方がわからなかったものですから、工事業者のほうに尋ねてみました。その会社によっていろいろ言い方が違っておったわけですが、一つの器と書いて1器という業者もありましたし、洋式がはやってきたので1台と言われておる業者もありましたし、1個と数える業者もあったと。いろいろインターネットなりで調べてみますと、1据えといいますか、そういうふうに載っておりますけれども、1据え、2据えと言ったって、なかなかぴんとこないのじゃないかなというふうに思いますので、私は勝手に1個、2個ということになりやすいのじゃないかなというふうに思ったわけでございます。

うきは市の下水道工事についても、ほぼ終わりに近づいておりますので、あとは加入者、加入率をいかにふやしていくのかということがこれからの問題だというふうに思います。今は昔に比べまして、トイレも大きく改良され非常にきれいになっておると。家庭でもやっぱり足腰が悪くなったりすると洋式が楽であり、家庭で洋式化になれてきますと、自然に子どもたちも洋式になれてくるんじゃないかなと。最近の新築の中ではほとんど洋式であると、和式についてはないというふうに工事業者の方は申されておりました。各小・中学校の洋式、和式のトイレの数と申しますか、割合を見ると、学校によって大きく違うようでございます。改修工事はどのように計画をされておるのか。例えば、学校からの要望なのか、それとも、教育委員会が全体的なバランスを考えて計画を進めておるのか、そこら辺をまずお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） トイレの改修につきましては、教育委員会としては計画的に行ってきたところでございます。そのトイレ改修を行う前提といたしましては、保護者の皆様等の御要望等を十分お聞きしております。具体的な設置の状況につきましては、洋式化するとどうしてもス

ペースが広がります。そうしますと、その数的なものを減らさざるを得ないという状況がございますので、その学校の児童数、あるいは生徒数を勘案しまして、学校のほうとも協議しながら、そういった設置のありようというのを計画し、現在、改修を進めているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 吉井町の千年、吉井、福富3校で大体121個ありますけれども、そのうち77個が洋式、63.6%ということになります。和式が36.4%ということになりますけれども、やっぱり3校とも26、27、28で改修が進められておりますけれども、江南小学校については、見てみますと、多目的トイレ1個だけが洋式であると。あと35個全て和式であるというようなことで、やっぱり見てみますと、それは江南小学校から要望があったかなかったか私はわかりませんが、余りにも学校間の格差があるんじゃないかなというような気持ちがありました。浮羽町全校で見ますと、161個のうちに洋式が43個ですから、26.7%ですね。うきは市の全小学校を見ますと、318個のうちに洋式が121個ですから、38.1%ということになっております。中学校では吉井中学校が55個で洋式が45.6%、浮羽中学校については、26、27年に改修が行われておるのでございますので、63個のうちに洋式が81%ということになっております。こうまとめて見ると、小学校の洋式化の割合が38.1%、中学校は64.4%、小・中学校平均で45.2%ということになっておりますので、今後、改修の目標というのは、今、家庭での洋式化あたりが進んでくると、将来的にまた変わってくるというふうに思われます。校舎なり建物の建築年代によっても違うと思っておりますけれども、学校間でそういった江南は全くないと、ほとんどですね。というようなこともあるようですから、学校間の格差、そこら辺についても考えていかにやいかんとやないかなというふうに思いますので、この格差の問題について、再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 今、議員御指摘になりましたように、本年度の改修工事が終了いたしますと、議員が今言われた数字に若干上積みになりまして、洋式化が小学校で42%、中学校で60.3%、小・中学校の平均値で47.6%ぐらいでございます。これを一応、先ほど申しました32年度末を予定いたしておるところまでいきますと、大体小・中で洋式化率が60%程度になる見込みでございます。今議員が御指摘されました江南小学校等の問題につきましては、先ほど答弁いたしましたように、改修を予定いたしておりますので、そういう中で十分学校等の御意見を聞きながら、洋式化等について考慮してまいりたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 一応そういうことで各小学校ともある程度バランスのとれるようなことも、やっぱり担当課としても、それから教育委員会なりとしても、教育長としても、そこ

ら辺を考えてやっていただきたいということで次の質問に移らせていただきます。

5番目に、市立自動車学校の高齢者対策についてということで、運転免許証の更新が高齢者の講習を70歳から受けるようになっておる。多くの団塊の世代が入ってきますので、さらには75歳以上が認知機能検査も必要となるということで、きのうは議員の中で9番議員なり6番議員からこのことについて質問が出ておりましたものですから、できるだけダブらないようにということで考えております。この対応につきましての市長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま市立自動車学校の高齢者対策について、通告では、今後、団塊の世代が受講することになり、高齢者講習受講者がふえることに対する自動車学校の対応についての御質問であります。

少子・高齢化とともに、高齢者講習受講者が増加傾向にある中、今後は団塊の世代の皆さんも講習の対象になってまいります。これは、うきは市だけの問題ではなく、全国的な課題でもあります。改正後の高齢者講習につきましては、75歳以上の受講者の皆さんについては、初めに認知機能検査を受けていただき、その検査結果によって講習内容が変わります。このため、認知機能検査終了後に、高齢者講習の日を別途予約していただくこととなりますので、検査と講習を2日に分けて実施することになります。自動車学校としましても、検査講習を担当する職員は、認知機能検査に引き続き、事前に御予約いただいた方の高齢者講習を行うことになり、1日の教習時間の多くを高齢者講習に充てることとなります。現在の自動車学校の限られた職員数では、年々増加傾向にある高齢者講習の実施にも限界があり、新規に運転免許を取得する皆さんの教習及び高齢者講習を円滑に実施できる体制を整備・強化する必要があります。このため、高齢者講習に従事できる職員をふやす取り組みを行いたいと思っております。

具体的には高齢者講習を行う指導員は、資格が必要となります。資格取得は茨城県にある自動車安全運転センター、安全運転中央研修所が実施する高齢者講習指導員の研修を受講する必要があります。平成28年度から計画的に指導員の資格取得に努めており、平成30年度までに全員が資格を取得する予定で計画を進めてきたところであります。そのような中、自動車安全運転センター・安全運転中央研修所には全国から受講の申し込みがあり、非常に少ない、厳しい受講枠の中で、平成29年度に予定以上の2名分の確保ができたことから、今年度で全員が資格を取得する予定であります。全員が資格を取得することで講習担当指導員のローテーションを、より円滑に行うことが可能となりましたので、今後、増加傾向にある高齢者講習を、より効率的に実施できるよう取り組みを推進してまいりたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 70歳以上の高齢者講習、1,482名から1,687人、それ

から、さらにふえているというようなことですが、今言いましたように、さらに認知機能の検査があるというようなことで、高齢者講習につきましては、9月までは5,850円とかに聞いておりますけれども、10月から上がるのじゃないかなというような話もあるようでございます。経営的にはやっぱり一般の生徒がふえにやいかんですけれども、やっぱりこの高齢者講習につきましても、収入の一部にはなりますから。それだけじゃなくして、やっぱり自動車学校の公的な役割というようなことも大切ですから。だからといって、よその学校にというわけにはいかんもんですから、やっぱり地元のうきは市立の自動車学校で受けなきゃいかんというようなことになろうと思います。講習料の全てが自動車学校の会計ということじゃなくて、一部が返ってくるというような話も聞いておりますけれども、私が申し上げたいのは、今市長も答弁ありましたけれども、高齢者の方から、やっぱり自動車学校に講習をお願いしたところ、ずっとえらい先まで待ちょかにやんと。そこら辺の体制をもうちょっと考えにやいかんとやねえのというような意見がありましたから、私は質問をしておるわけでございます。今、市長のほうから答弁がございましたけれども、6月1日付で若い高木校長が就任をしておりますけれども、この質問については、校長が誰になるかわからん5月いっぱいに出しておりましたものですから、もうちょっと詳しくお尋ねしたいと思います。やっぱり前校長はそこら辺のところは詳しいと。今の副市長でありますから。現場の今の職員については、高齢者講習の資格を今、全ての方にとっていただくというようなことを言われておりましたが、やっぱり受ける方の立場から、できるだけスムーズにいくためには、もうちょっと今の職員だけではなかなかできんところがありはせんかなという思いもしますものですから、前の校長にそこら辺の学校としての考え方なりをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（櫛川 正男君） 今村副市長。

○副市長（今村 一郎君） 高齢者講習の皆さんの予約の待ち状況ということでございますが、これはきのうの質問でも少しお答えしているところもございまして、全て日本全国の学校において同じような状況が生じております。きょうもちょっとネットの状況を見てみたんですけども、ほかの地域でも2カ月から3カ月は最低待っていただくと。いわゆる受講時期がそういう時期に、どうしても先になる。現在、うきはの自動車学校におきましては、1カ月から2カ月で大体受講ができるような状況になっております。これはやはり県警のほうにもお願いをしておりますけれども、公安委員会のほうから通知をしていただくときに、通知書の中に各自動車学校の受講状況が非常に混雑をしている中で、はがきが到着次第にすぐ申し込みをするようにというようお願いがしてあります。そういうことで、はがきが届いたらすぐにお見えになっていただいている状況で、中には、はがきが届く前に、まだはがき来ないけど予約できないかというような方もいらっしゃいます。そういうことで皆さんの御協力をいただいて、なるべく御希望の期日、

あるいは御希望の時期までに受講ができて、免許証の更新が円滑にいくように今できるようになっております。

そういう中で、今回、3月12日に道路交通法が改正をされまして、受講の内容が少し変わっております。全般的に言いますと、まず1つは高齢者講習の簡略化といえますか、これまで3時間行っていたものを、70歳から75歳未満の方については2時間講習、それから、75歳以上の方も3時間講習から認知機能検査の結果によっては2時間講習ということで、講習時間が短くなっております。ただ、認知機能検査の結果、認知機能が少し低下している、もしくは認知機能はかなり落ちていますという方については、やはり事故防止の観点から3時間の強化研修になっているところ です。

そういう中で、75歳以上の方については、認知機能検査の結果で2時間講習、もしくは3時間講習ということになるわけですが、この3時間講習につきましては、これまでの研修と違いまして、いわゆる双方向型ということで、講習に来られる方とお互いに意見交換をしながら講習を進めていく、これまでは一方的に説明をするということだったんですけれども、そういう双方向型の講習を行う。それから、きのうも申し上げましたけれども、講習車両の中にドライブレコーダーを設置しまして、実車講習の中で運転状況をドライブレコーダーで録画しまして、それを今度は個別講習の中で個人に対して画面を見ていただきながら、ふだんは自分で運転している状況というのは客観的に見ることはありませんけれども、コースを走りながら、例えば、一旦停止のところはきちっととまっているか、安全確認はできているかとか、そういった細かいことまで個別に講習をするようになります。そうしますと、3時間講習につきましては、これまでの75歳以上の教習につきましては、1回当たり9名程度を定員にしておりましたけれども、これについては6名程度しかちょっと無理かなと、今の人員ではですね。全員が資格を取って講習に当たったとしても、そういう状況が生じてまいります。（「もういい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（榎川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 具体的に説明いただきましてありがとうございました。二、三カ月待ちが一、二カ月でいいというようなことで校長先生が申されております。

それでは最後に、流川桜会の関係で、一、二出しておりますので、このことにつきまして市長の考えをお願いしたいと思います。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 通告もいただいている、流川桜会が管理している桜並びにナンジャモンジャについて、2つ通告をいただいております。1点が、流川の桜並木周辺に駐車場の整備が必要ではないかとの御提案であります。御承知のように、市内には流川の桜並木を初め、15

カ所の桜スポットがあります。市内外から毎年多くの方に見ていただくようになり、桜の風景はうきはの春の風物詩となってきております。特に流川の桜並木は、ことしTBSテレビの「朝チャン」にも取り上げられ、全国に放映されました。ことしの桜は残念ながら開花が例年よりおくれ、JRウォーキング、おひなさまめぐりなどのイベントに合わなかったことは非常に残念であります。

御質問の駐車場整備でございますが、市では平成20年度に流川桜並木周辺に路外駐車場の整備を行い、約70台程度の駐車が可能となりました。しかしながら、流川のグラウンドや流川公民館駐車場などと合わせても、満開のシーズンには十分ではなく、周辺が混雑するケースが発生しております。駐車場の確保は課題と認識しており、ことしは対応策として、うきは市民センター、JRうきは駅と流川を往復する無料のシャトルバスを土曜、日曜に、計4日間でありましたが、市と観光協会で行ったところであります。駐車場が不足する時期は、桜のシーズンに限られることもあり、まずは無料シャトルバスの運行等を充実させることで対応してまいりたいと考えております。

2点目が、流川のナンジャモンジャの木を、市としてPR等の支援を考えたらと、こういう御提案であります。流川の桜並木入り口から巨瀬川までの間、約400メートルに植栽されている約50本のナンジャモンジャの木、ことしも4月の下旬から5月の中旬にかけて白い花を咲かせ、道行く人を楽しませてくれました。流川桜会の皆さんには桜まつりから引き続きのお世話をいただき、大変ありがたく思っているところであります。市としては、この貴重な地域資源を多くの方に楽しんでいただけるよう、開花が近づく4月下旬にうきはブランド通信としてマスコミ各社に情報発信しております。さらに今後はSNSも活用した情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 時間の配分が悪くて、私の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） これで4番、中野義信議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 次に、5番、佐藤湛陽議員の発言を許します。5番、佐藤湛陽議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

午前中5時限授業について。

最近よく、午前中5時間授業という言葉を目にすることがあるようになりましたが、4月6日付の西日本新聞にも大きく取り上げられていました。それによると、2016年度までに福岡市では、約2割が実施しており、新学期が少なくとも4校導入、我がうきは市でも、千年小学校が導入しているようだ。近年の学力低下傾向を受け、各学校が土曜授業や夏休みの短縮に踏み切っ

ているのに加え、新学習指導要領では、小学校3年以上に週1コマ英語が上積みされる。年間授業時間数は、週5日制の完全導入の前の水準に戻る。道徳の教科化やプログラミング教育の必修化も始まり、教員の多忙に拍車がかかるのは間違いないということから、午前中5時間授業が各学校でもとられつつあるようだ。その大きなメリットとは、子どもの集中力が高い午前中に授業をできるだけ消化し、午後からは先生たちの教材に目を通す時間を確保することもできる。子どもたちは宿題をしたり、友達とのコミュニケーションをとる時間ができるなど、少なくとも学校にいる間、子どもたちをゲームから切り離すことができるのではないか。そうすることにより、子どもたちも先生にも心のゆとりができるなどが挙げられる。

そこで質問、(1) 学力の低下傾向を受け、土曜授業や夏休みの短縮に踏み切っているのに加えて、各学校での午前中5時限授業を取り入れつつあるようだが、今後、うきは市ではどのように取り組んでいくのか。

(2) 千年小学校が昨年より取り入れ、実行しているが、メリット、デメリットはどうか。

(3) 2020年度の新学習指導要領に伴う授業時間増に向けた対策は考えているのか。

以上3点。

○議長（榑川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、午前中5時限授業について、3つの御質問をいただきました。教育長より答弁をさせます。

○議長（榑川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 午前中5時限授業につきまして、3点お尋ねをいただいております。

まず1点目、午前中5時限授業にかかわる、うきは市の今後の取り組みについての御質問でございますが、国が定めた標準授業時数を確保することは、学力向上の要因の1つであると考えております。昨年度につきましては、市内全ての小・中学校で標準授業時数を達成いたしております。

また、土曜授業につきましては、保護者、地域とのかかわり等を踏まえ、小学校で年間4日、中学校で年間2日実施するとともに、両中学校では、夏休み終わりの2日間、授業を行うなど、授業時数の確保等に努めております。

このような中、平成32年度全面実施の小学校新学習指導要領では、議員御指摘のように小学校3年生から6年生までが毎週1時間、授業時数の増加が予定されております。

御指摘の小学校の授業を午前中4時限から5時限に変更することにつきましては、新聞情報等により、福岡市の約2割の小学校と本市の千年小学校で行っていると認識いたしております。

千年小学校の取り組みにつきましては、教育課程編成の責任者である校長と市教育委員会が合議の上、授業時数を確保するため、昨年度試行的に行い、その後、保護者、児童等にアンケート

を実施し、その結果に基づき、本年度から本格的に実施いたしております。

今後、千年小学校の取り組み等の成果と課題を踏まえ、授業時数の確保等につきまして、市全体で検討してまいります。

2点目のメリット、デメリットについての御質問でございますが、千年小学校では、昨年度の試行後に保護者、児童等にアンケートを実施いたしております。

アンケートを提出いただいた103名の保護者からは、子どもたちの生活リズムの改善、意識のよりよい変化等の好意的な意見が大多数であります。朝の時間の慌ただしさや、給食時間が遅くなったことによる空腹感等の慎重な意見も若干見受けられるところでございます。

児童アンケートからは、早く下校できるので宿題ができる。朝食をたくさん食べるようになった等の肯定的意見が多く、朝の時間が忙しい、おなかのすくようになった等の少数意見もございます。

教職員の意見も踏まえた学校全体のまとめといたしましては、メリットとして、授業時数の確保、学習指導要領改訂への対応、個別指導の時間の増加、教職員の働き方の変化等があり、デメリットとしては、朝の時間の慌ただしさや空腹感等が挙げられています。

3点目の新学習指導要領に伴う授業時間増に向けた対策についての御質問でございますが、新学習指導要領については、授業時数の確保のみならず、平成32年度完全実施前の移行期間中の具体的な対応など、全体を見通した取り組みが必要となります。

マスコミ報道では、外国語活動、英語活動の時間を総合的な学習の時間の一部を使って実施する等の文部科学省方針が近々示されるとの情報もございます。

6月2日に行いました定例校長会で、今後の文部科学省通知等を踏まえながら、市教委、市教育センター、校長会、小学校教育研究会、中学校教育研究会等が連携して、新学習指導要領に関する教育課程の編成、授業時数の確保等について、具体的作業を行っていくことを確認したところでございます。

○議長（榊川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 新学習指導要領を見据えた上での授業時数を確保するための工夫だろうと思いますが、今後もこれにとらわれず、いろいろな工夫をしていただきたいと思います。そこで、市長としての考えを伺いたいと思いますが。

○議長（榊川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま教育長が答弁したとおりだと私も認識をしております。

○議長（榊川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 市長に伺ったところ、教育長の言ったとおりということでございますが、ひとついろいろなことを前向きに考えていただきたいと思うわけでございます。

次に、2番の各施設のトイレについて。

学校のトイレについては、4番議員と質問が重複すると思いますけど、通告していましたので、若干ダブると思いますけど、一応質問させていただきたいと思います。

今、4番からおっしゃったように、私も新聞を見て、今回の柳川市長選で当選した金子氏の7つの公約の中に、小・中学校のトイレの洋式化を掲げていたというのも、学校トイレの洋式化率は現在35%、休み時間には、洋式トイレに行列ができる。学校現場を視察し、時代に合わないと感じた。子どもは市の宝であり、6月の議会で予算化したいと述べている。

そこで、我がうきは市の学校トイレの事情を考えたとき、最近の調査によると、市内の小学校を見てみると、洋式の数は、男女合わせて38%のようだ。これは柳川市と余り変わらない。トイレに行きたいというのは、生理現象なので、それを子どもにも我慢させるということは、非常に酷なことだと思われま

す。各学校の統計をとった折に、学校の出された子どもたちがトイレに行きたがらない理由として、においがする。トイレが汚い。和式トイレだからという意見が多かったようだ。

そこで、(1)学校では洋式トイレの数が4割弱しかなく、洋式トイレの前に行列ができるとも聞く。一刻も早く解消すべきだと思うがどうか。行うのであれば、いつごろまで、どれくらいの割合で考えているか伺う。

次に、公共施設のトイレについて。

我がうきは市では、年間を通じて盛りだくさんのイベントが行われているが、中でも筑後吉井のおひなさまめぐりや小さな美術館めぐりのように、街中を歩いて見て回るようなイベントも多くあり、毎年テレビ、雑誌などのマスコミに取り上げられ、広範囲からお客さんが見えております。そのような中、人と人のおもてなしも重要と思われま

すが、それと同じくらい重要なのが、特に女性にとってはトイレの問題ではないでしょうか。そのようなときに利用されているのが、公共施設のトイレがほとんどと思われま

す。やはり、まだまだ和式トイレがほとんどで、洋式トイレは大変少ないのが現状のようです。トイレで嫌な思いをされて帰ると、ひいてはうきは市の印象も悪くなってしま

うのではないのでしょうか。実際、吉井の白壁ホールを中心として行われたYOSAKOI祭りの折には、断じて参加者には女性が多く、トイレの数も足りず、また、大企業の定期株主総会のような比較的大きな行事の利用者に洋式のトイレの少なさについて改善要望が出された経緯もあると聞いている。

そこで、(2)市では、年間を通していろいろなイベントが行われているが、公共施設ではトイレが不足している。洋式トイレの少なさについても改善要望が出ている。また、社会体育施設には洋式トイレがほとんどない状況であるが、今後どのように改善していくのか。

例えば、市民運動会が行われているような野外施設のスポーツアイランドなどのトイレには、

洋式トイレが少ないように思われる。

以上2点。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま各施設のトイレについて、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目については、後で教育長より答弁をさせていただきます。

2点目に、公共施設のトイレについての御質問をいただいております。

本市におきましては、商店街や公園内、あるいはJRの各駅など、合計で36カ所の公衆トイレを管理しております。中でも、おひなさまめぐりやYOSAKOI祭りなどが実施されております吉井小学校区内には9カ所の公衆トイレが集中している状況であり、箇所数については不足はないと判断をしております。

また、洋式化についても、今年度改修します観光会館「土蔵」を除きまして、各公衆トイレで洋式が半数以上を占めておりますので、現在のところ、改修を行う予定はございません。

今後、老朽化により建てかえなどの必要が生じた場合には、廃止を含めた検討が必要ではないかと、このように考えております。

次に、文化施設及び体育施設におけるトイレの設置状況でございます。

各施設とも、多目的トイレを含めると、必ず1基は洋式トイレがある状況となっております。しかしながら、昭和時代に建築された建物については、和式トイレが主となっていることから、文化会館、愛称「白壁ホール」であります。文化会館においては、数年前から洋式トイレ化が強要望されているところでございます。公共施設等総合管理計画に基づきまして、ホールとしての機能は、白壁ホールに集約して、予防保全型の維持管理のもとで長寿命化を図ることになります。

管内の設備においても、大規模な修繕等が必要なものでございますのでございますので、今後公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の中で、トイレの洋式化についても検討していきたいと考えております。

体育施設でありますスポーツアイランドにつきましては、市民運動会など大規模イベント時にはトイレが混雑することは承知をしております。現在は、仮設トイレを設置するなどして対応しているところでございます。

イベント時を想定したトイレの規模決定は、費用対効果の面から困難と思われまますので、洋式化については白壁ホールと同様に、個別施設計画の中で検討してまいりたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 1点目の学校の洋式トイレをいつごろまでに、どのくらいの割合を考

えているのかについての御質問でございますが、行事等でトイレに児童・生徒が集中したり、洋式トイレが1つしかないところでは順番を待つ場合もございます。

先ほどの中野議員への答弁でも申し上げましたように、平成32年度までに完了予定とし、洋式トイレの割合につきましては、6割程度と考えているところでございます。

○議長（榎川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 学校のトイレの件ですが、中野議員のほうからる質疑がありましたように、ただ1点のみ市長に伺いたいと思います。

市長も柳川市長と同じように、子どもは市の宝と思っておられると思いますので、なるべく早く実行していただきたいと思うが、いかがですか。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 中野議員の折にも答弁させていただきましたが、個別施設計画の中で検討してまいりたいと思っております。

○議長（榎川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 2番の件ですが、最近では、男女問わず、膝の悪い人が多く見かけるようだが、そのような人たちの膝を曲げて用を足さなければならない和式トイレは絶対と言ってよいほど、過言でなくらい使えないことを理解しておく必要があるのではないかと思うがいかがですか。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 確かに高齢化社会になりまして、膝の悪い方が洋式トイレを希望されることについては、いろんな各方面からそういうお話も承っております。

先ほど答弁させていただきましたように、白壁ホールを指されているのではないかと思いますけれども、今後、公共施設等総合管理計画に基づきまして、ホールの一元化を目指しておりますので、またいろんな整備計画、整備を施す必要がありますので、その中でしっかり検討してまいりたいと、このように思っております。

○議長（榎川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 次に、3番のため池の改良について。

最近、子どもがため池に落ちて死亡するニュースがあるためか、先日、テレビでため池に落ちた場合の実験の様子が放映されていた。そのときの結果、岸のほうは泥やコケで足元が滑り、なかなか岸へはい上がることが困難な様子が映し出されている。たまたまその放映の二、三日後だと思うが、やはりため池で釣りをしていた大人の男性2人が誤って池に転落、落ちた1人を助けようとしたもう1人も死亡したというニュースが流れた。5月6日のニュース。このようなため池での事故は後を絶たない状況にある中、何らかの事故防止策を真剣に取り組む必要があるのでは

はと思われる。

そこで、今まで農業者とのその連合組織で維持管理してきたが、現在では中山間地域の過疎化のほうが進み、組織が弱体化し、放置される水田が増加。そのため、多くのため池が改廃され、維持管理が行き届かなくなっている。

このような状況のもとで、大地震や集中豪雨等の災害が起きた場合、委員会のような被害が予想される。ため池の損壊、受益地の用水不足、堤防が決壊して水害が生じる。よって、農業のみの観点からでなく、人命にかかわる問題であるという認識を持って、行政が積極的にこの問題に取り組んでいく必要があると思われる。

そこで、（１）最近のため池での事故報道からして、農業のみの観点ではなく、人命にかかわる問題として、行政が積極的に改良に取り組む必要があるがどうか。

平成28年6月議会の同僚議員のため池に関する質問に対する市長の答弁として、市の対応として、老朽化して危険だと思われるため池に対し、注意喚起を促し、改修事業を進めたり、貯水量を抑えたり、安全性を向上させ使用するように呼びかけ、今後についても引き続き改修事業の実施について受益者に対して申し入れることや、かんがい用水確保のための代替案の検討などについて、県のアドバイスを受けながら防災面の観点から対応を図っていくとあるようだが、そこで質問、（２）農家の高齢化も進み、受益者や受益面積も減り、負担金の支払いも困難な状況であるが、行政の力なしでは改良事業は進まないのじゃないか。

うきは市内のため池を調査した結果として、現在141カ所のため池があり、機能しているため池は65カ所。それ以外のため池は現在機能していないということだった。そこで（３）機能しているため池、機能していないため池とはどのような状態か。

今は異常気象もあり、何がいつ起こってもおかしくない時代ですので、なるべく早く対応をお願いしたい。そこで（４）うきは市でも、ため池保全条例をつくるべきと思うがどうか。

以上4点。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、ため池の改良について大きく4点の御質問をいただきました。

1点目が、ため池の管理は人命にかかわる問題として、行政が積極的に取り組む必要があるとの御質問であります。ため池は、農業用水の確保が困難な地域では重要な農業用施設であり、従前より地域や農業用水受益者が維持管理に努められておりますが、近年は宅地化の進展等により、住宅地周辺のため池も多く存在していることから、水難事故が発生するおそれが懸念されているところであります。

ため池の維持管理につきましては、地域や農業用水受益者より行われているところであり、事故防止につきましては、管理者の危機管理意識の高揚、周辺住民との連携に努め、危険な個所へ立

ち入らないよう、その安全確保に努めていただく必要があります。市といたしましても、管理者に対する事故防止に向けた啓発を実施するとともに、侵入防止を注意喚起する看板や、転落防止柵の設置など、管理者と協議しながら取り組みたいと考えております。

2点目が、多額の負担を要するため池改修は、行政の支援がなければ進まないではないかという御質問であります。ため池の改修につきましては、原則、受益者負担が伴うものであり、簡易な工事であれば、そう多くの費用は発生いたしません。漏水など、その原因によっては、堤体そのものの改修が必要な場合、工事費も高額となるとともに、受益者負担も高額となってまいります。農業者の高齢化、担い手の減少が進む現状では、受益者負担金の捻出も大きな課題であります。

県営事業によるため池等整備事業の負担割合は、うきは市の場合、国50%、県30%、地元20%となっており、地元負担分のうち、市が10%を負担し、残り10%を受益者が負担するものとなっております。

また、国の防災、減災事業に該当する場合は、5%程度の補助の上乗せがあります。ため池改修は、洪水調整機能として公益的な役割もありますが、一方で、特定された受益者が農業用水として利用されるため、ある一定の負担につきましては御理解をいただきたいと思っております。

3点目が、ため池が機能しているか否かの実態についての御質問であります。うきは市内には、現在141カ所のため池が確認されています。平成26年度に全てのため池管理者に、聞き取りにより利用状況について調査を行っております。

調査の結果、141カ所のため池のうち、農業用水として利用されているため池が65カ所、農業用水としては利用されていないため池が76カ所あることがわかり、ため池台帳を見直しているところであります。

利用されていないため池には、受益水田がなくなり、長く使用されていないものや、山林や畑として使用されているものもあります。

4点目が、ため池保全条例をつくるべきとの御提案であります。うきは市周辺の市町村では、ため池保全条例を策定しているところはないようではありますが、県内におきましては、春日市が先人の財産であるため池を将来へ良好な自然環境として継承できるようにとの目的で策定しております。福岡市のベッドタウンとして宅地開発が多いことから、開発行為を規制するものとなっているようでもあります。

このほかにも、福岡県内、条例を制定しているところもあるように聞いております。また、全国的に見てみますと、一部の自治体において、農業用水の安定供給や、ため池を有する多面的機能の発揮促進を目的に条例を定めているところもあります。

市としては、ため池保全の趣旨や役割、安全管理等を踏まえ、もう少し先行事例の調査をした

いと考えているところであります。

○議長（榎川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 平成28年の6月議会の答弁の中で、市長は県のアドバイスを受けながら、防災面の観点から対応を図っていきとりましたが、県からその後どのようなアドバイスを受け、それをどのように実行しましたか。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（榎川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） ため池の改修につきましては、先ほど市長の答弁にもございましたように、その工事の内容によって、費用的な部分が高額となる部分もございます。そういう中で、できるだけやっぱり地元の負担がないような方向で県の技術担当、それから事務担当のほうのアドバイスも受けながら、必要な部分の箇所については、内容を精査して検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 機能しているため池及び機能していないため池を、今後どのように対応していくつもりかお伺いします。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（榎川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 機能しているため池が市内で65カ所ありますけれども、これについては、受益水田等を利水のためにきちっと管理者を置いて管理をされておられます。したがって、その部分については、常時湛水の状況とか漏水の状況とか、そういったものは管理ができていくというふうに思っております。

機能しないため池、76カ所ございますけれども、これにつきましては、聞き取り調査の中でも出てきているのは、既に土砂等が流れ込んで、埋まった状態で、もう山林化している部分とか、それから、既に開墾といいますか、お茶畑とか、そういう畑のほうに利用されているとも聞いております。

また、一部ではもう雑木等がしこって、もうその役割を果たさない。受益水田もございませんけれども、その役割を果たしていないため池の現状でございます。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 佐藤議員。

○議員（５番 佐藤 湛陽君） ため池の保全条例については、もう少し様子を見るということですが、今はため池に釣りに行く子どもたちが結構いるようですので、事故が起こらないうちに何らかの対策が必要だと思われるがいかがか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほども答弁させていただきましたように、春日市、あるいは県内では宗像市にも条例が制定されているやに聞いております。そういう県内だけではなくて、県外も含めて、先行事例をしっかりと調査させていただきたいと、このように思っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（５番 佐藤 湛陽君） 本当に、やっぱり事故が起こってからでは遅いと思いますので、ひとつため池保全条例については、前向きに考えていただきたいと思います。

それでは、次に耕作放棄地について。

西日本新聞の５月９日付の「こだま」欄を見ておりましたところ、「沈黙の春生む 耕作地の大量放棄」という題で記事掲載されておりました。記事によると、高齢化や後継者がいないことによる耕作地の放棄により、かくして田畑や里山から人の声はかき消え、草刈り機や耕運機のエンジンの音が響くこともない。まさに沈黙の春である。人の手が入らない田畑や里山は静かに、そして、急速に自然に戻りつつある。自分の代で耕作を断念せざるを得ない悔恨と無念さ。打つ手はないものだろうかという内容であった。

市長の平成２９年度施政方針の中にも、うきは市の基幹産業でもある農業振興に重点を置いて取り組む趣旨のことが述べておられました。これは余談になり、私事で恐縮ですが、孫がこし大学受験で、「何学部を受けようと思っているか」と尋ねると、「農学部」と答えが返ってきました。そこで、「どうして農学部か」と尋ねたところ、「現在、世界が直面している食糧不足という問題の解決に少しでも役に立つことができれば」という答えが返ってきました。私も若い者の口からこういう言葉が聞けるとは思っていなかったので、自分の孫ながら頼もしく見えたことを覚えています。私たち大人も食の重要性をもう一度見直し、行政を含め、真摯に取り組んでいかなければならないのではないのでしょうか。

そこで質問、（１）うきは市でも耕作放棄地の問題は以前から取り上げられ、毎年予算を組んで耕作放棄地の調査が行われている。その調査の結果、今後、課題解決のためにどのように生かしているのか伺う。

平成２８年９月の決算委員会の際、所管の答弁によると、平成２６年耳納山麓土地改良区の調査の結果、耳納山麓の受益地の荒廃地の状況として、造成面積２１７．２ヘクタールのうち、荒廃地が６９．８ヘクタールであったということでした。

そこで質問、（２）中山間地域などの農地が耕作されているが、確認しているようだが、その

結果をどう生かしているのか。

平成27年9月の決算委員会で、所管の答弁によると、農業委員会の方には自分は耕作できないから誰かつくってほしいなど、情報は来ているが、認定農業者とか、耳納山麓土地改良区への情報がスムーズに行われていないようだ。耳納山麓土地改良区の受益地において、かなり荒廃地がふえていて、今後農地ではなく、山にはできないかというような意見も上がっているが、まだ結論に至っていない状況ということだった。

そこで質問、(3)「耕作ができないから誰かにつくってほしい」、「山に戻せないか」などの相談があっているが、認定農業者や耳納山麓土地改良区などへの情報提供をスムーズに行い、改善はできないのか。

以上3点。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま耕作放棄地について、大きく3点の御質問をいただきました。

1点目が、耕作放棄地調査の結果の活用についての御質問ですが、耕作放棄地調査は、農地法により、農業委員会の業務として義務づけられているものでございます。耕作放棄地調査の上、遊休農地と判定されたものにつきましては、その農家へ利用意向調査を実施しております。その上で、農地中間管理機構、以下機構と表現をさせていただきますが、この機構への貸し付けを希望される農家がいれば、機構へ情報提供し、借り受け希望者とのマッチングをお願いしているところでございます。

平たん部の農地の中には、解消につながるものもありますが、中山間地農地や国営パイロット事業地では、借り手もおらず、荒廃地解消が大変困難な状況であります。国からは、再生がとても困難な荒廃農地につきましては、非農地として判断するよう通知されており、今後、この通知に沿って進めていきたいと考えております。

また、再生可能な農地につきましては、維持管理に努めていただくようお願いしているところであり、市としましても、中山間地農業振興の中で、少しでも遊休農地の解消へつながるよう、振興作物の実証試験や検討及び有害鳥獣対策としての緩衝帯の活用などを検討しているところでございます。

2点目が、中山間農地の耕作確認結果の活用についての御質問をいただきました。中山間地では、農業従事者の高齢化、担い手の減少が進行しており、遊休農地が年々増加傾向にあります。そのような中、各集落においては、中山間地域直接支払交付金制度により、農地の耕作・保全及び農業用施設の維持管理に努められ、少しでも遊休農地を発生させないよう取り組まれているところであります。先ほど述べましたように、遊休農地の発生防止、解消に向けて、引き続き機構による農地流動化の推進や、振興作物等の検討などに取り組んでいきたいと考えております。

3点目が、耕作放棄地を認定農業者や耳納山麓土地改良区へ情報提供し、改善できないかとの御質問であります。農業委員会窓口においても同様な御相談をいただいております。

借り受ける耕作者を探してほしい方には、農地流動化届出を提出いただき、その情報を農業委員会へ提供し、耕作者を探しております。条件のよい農地であれば、比較的早く解決しますが、道路が狭い、集落の中にある農地など、条件の厳しい農地につきましては、解決が図られないのが現状であります。

また、山林への転用につきましては、農地法による転用許可、場合によっては、農業振興地域からの除外手続が必要になってきます。農業委員会としては、転用可能な農地については時間を要することもあります。できる限り転用を進めているところでございます。

現在、山林転用にかかわる要件の緩和について、福岡県農業会議や県に対して要望を出し、転用申請がスムーズに行えるようお願いをしているところであります。

遊休農地の情報につきましては、認定農業者の代表、耳納山麓土地改良区、JAにじ、普及センターで組織している耕作放棄地対策協議会にて共有し、再生活動等の取り組みに活用しているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 平成27年9月の決算委員会において、所管の答弁によると、耕作放棄地対策協議会や、農政部局などで荒廃地を減らしていく取り組みをしていた結果、耕作放棄地の減少につながっているようだがということでしたが、どのような対策がとられたか伺います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 耕作放棄地の面積につきましては、これまでずっと増加していた分が一時期減少しております。今後はまたふえてくることも予想されております。

そういう中で、果樹関係者等を中心に耕作放棄地の事業を活用しまして、農地の再生、それから、農業施設といいますか、果樹棚等の設置によって有効活用をしていただく取り組みをしております。そのほか、樹種の転換等によって、荒廃地を再生するような取り組みも行っているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 制度的には、平成24年度より全国農業会議所、全国新規就農総合相談センターでは、農水省の要請を受け、後継者のいない農業経営を新規就農希望者などの魅力ある人材に引き継ぐ農業経営継承事業が始まり、また、平成24年度からは国の新規就農総合

支援事業交付金（青年就農給付金）、また、市独自の新規就農促進事業（定住促進）を実施し、新規就農者を支援とあるが、我がうきは市の現在の状況はそれぞれどうなっているのか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） うきは市内におけます就農状況につきましては、親元就農といえますか、親御さんが農業をされておって、それを引き継いでされている方もいらっしゃいますし、市内、それから市外からもうきは市で農業をしたいということで、新規就農で取り組まれている現状もございます。

青年就農給付金の受給対象者につきましては、平成28年度末で約50名の方が、これは夫婦型は2人と数えまして、50名の方が給付金を受けられて、独立就農開始型に向けて、今、農業に取り組まれております。

現実問題としまして、例えば、10人減ったから10人というふうなことにはなりませんけれども、少しでも就農者が自分の希望を持って農業に従事されるよう、市として、市だけでなくJ A、それから普及センター、それから27年に設立しましたレインボーファーム、相互連携しまして、新規就農者の育成、確保に向けて取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） この制度について、問題並びに課題はあるのかなのか、その点、伺いたいと思いますが。この制度について、問題、あるいは課題はないのか、あるのか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 議員御質問の制度というのは、新規就農者の事業ということですかね。新規就農者につきましては、それぞれ関係機関連携して、セミナーに参加をして、農業をやりたい人の御相談を受けたり、これは市だけではなく、ほかのところも含めて、今、窓口で就農相談等を受けております。

やっぱり農業を開始するに当たりましては、技術的な研修も必要でございますし、一定農業を開始する上での資金といえますか、初期投資も必要でございますので、そういった点、親御さんがおる場合は親御さんを含めて協議していただいて、就農に向けての意欲、それから、いろんな課題がどのようになっているのかお聞きしながら、推進をしているところでございますので、人数的にはそう多くの青年、女性の方が相談に来られるわけではありませんけれども、1つ1つ丁

寧にお話を進めながら、その内容に向けて研修の場の提供とか、いろいろ取り組んでいるところ
でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 耕作放棄地については、主な原因として農業従事者の高齢化、後
継者不足、農業所得の減少などが考えられる。また、特徴としては、耳納山麓土地改良区地区を
初め、中山間地域に集中しているようにお見かけします。

対策としては、今ある話がありましたけど、中山間地域直接支払制度、農地・水・環境保全向
上対策などの対策がとられているようだが、今後も増加の傾向があります。

そこで、私、素人の考えですが、根本的な対策が必要ではないかと思われま。そこで、担当
の方にとっては、イロハのイの字かもしれないので、あえて素人の私がここで言うまでもない
は思いますが、あえて言わせてもらえば、今後の対策を講じるためには、確実なデータが必要だ
と思われま。

そのデータというのは、例えば、主体的農業従事者の人数、それと年齢、そして2番に後継者
の有無、3番目は農業のメリット、デメリット、農業離れの原因というか。そして、4番目は、
農業継続の有無。5番目は、農地の売買か貸借の有無。貸借の中には、農地以外の機械倉庫など
の有無も調査。今後、農業に対する考え、要望、意見など、データのもとで、今後、やっぱり放
棄対策の進め方をしたらいいんじゃないかなと思うわけでございます。

そこで、この進め方としては、例えば、1番、データにより確実な数値を公表。これに基づい
て対策が必要じゃないかなと思う。2番目は、売買か貸借について可能な限り公表する。3番、
貸借の中の農地以外の分も含まれている場合には、農業経営継承事業を考える。4番、経営継承
事業によって、新規就農者につながる可能性ある。また、住まいとして、空き家の利用も考えら
れる。5番、自分で生産したものを独自で販売する。6番、常日ごろから、先ほどから言いまし
た子どもに農業の楽しみを言い聞かせるなどが考えられるが、データについて、この考えはいか
がですかね。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） しっかりした現状をデータで捉えて、効率的な施策を打っていくとい
うのは、もう当然重要であります。今、市が進めています地方創生についても、まさにリーサス
を活用して、そういう数値をもとにいろんな施策を今打っておりますので、議員の御指摘は全くそ
のとおりだと思います。

それから、幾項目も御指摘をいただいたんですが、農業を取り巻く環境というのは本当に幅広
いものがあって、やはり総合的に取り組んでいく必要があると、こういうふうに認識をしており
ます。

それから、もう一つ、国のほうも今国会、終盤を迎えておりますが、ことし、この国会では、大きな農業改革の法案が、例えば、一番大きな柱としては、課題認識としては、耕作放棄地、そして、担い手の高齢化とか、担い手不足、さらには非常にトータルの日本の農作物の出荷額が減ってきている。こういう現状を頭に置いて、農業競争力強化推進法を初め、8法案が国会に出され、審議され、可決をされております。そこで、耕作放棄地については、土地改良法が改正に該当するのではないかと思います、こういう国の動き、法律の動きもしっかり捉えながら、しっかりした対策をとっていきたいと思っております。

やはり、一番の認識は、担い手の確保と、このように思っております。どう担い手を確保するか。そして、この担い手に農地をどう集積、集約化していくか、これが大きな王道ではないかと、このように思っておりますので、しっかりそういうところ、データを踏まえながら、うきは市の基幹産業である農業の振興を図っていきたく、このように考えております。

○議長（榎川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 最終的には、やっぱり行政がよその成功事例などを提示したりして解決を図るべきと思うわけでございます。私も耕作地と放棄地ということで、いろんな本を調べました。だから、この成功事例など提示して、そして解決を図るべきと思うが、その点どう思われるか。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、手元にも農林水産省が耕作放棄地の再生利用のために全国いろんな事例を冊子にまとめております。ずっと目を通させていただいて、なかなか条件が合わないところが多いわけなんですけれども、そういう中で隠れたヒントもいっぱい含まれておりますので、しっかりそういう先進事例も学びながら対応していきたい、このように考えております。

○議長（榎川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） よその事例をヒントにしなから学んでいくということでございますので、ひとつこの点については、十分に前向きに考えていただきたいと思うわけでございます。

以上、時間がありますけど、これで終わらせていただきます。

○議長（榎川 正男君） これで5番、佐藤湛陽議員の質問を終わります。

○議長（榎川 正男君） ここで暫時休憩とします。再開は11時10分より再開します。

午前10時57分休憩

午前11時10分再開

○議長（榎川 正男君） 再開します。

次に、13番、三園三次郎議員の発言を許します。13番、三園三次郎議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 一般質問の許可をいただきましたので、合併特例債の交付税措置の基準財政需要額算入について、次に地方交付税の合併算定がえと一本算定について、最後に地方自治法の改正で臨時職員に対する期末手当や退職手当について、以上の3点について高木市長に質問をいたします。

去る3月議会の私の一般質問で、高木市長が平成27年度までの措置額の累計額は34億3,512万7,000円となっており、合併特例債の元利償還額の7割が普通交付税にて財政措置されていると答弁されました。市長の答弁には納得できませんので、再度、起債の元利償還額に対する交付税措置額は、合併特例債のほかに下水道事業債まで含めるとその額は124億4,005万1,000円にも達しますが、本当に交付税措置がされたのか疑問でありますので、改めて質問をいたします。

地方交付税は、全国どこの地域に住む国民にも標準的な行政サービスが提供されなくてはなりません。しかし、地方団体の規模や財政力が千差万別で、財源の不足する団体に対し、その不足する度合いに応じて財源を補填する仕組みが地方交付税措置であります。

地方交付税のうち普通交付税は、その地方団体の基準財政需要額を算定し、その団体の基準財政収入額の差し引き額で不足額が決定されるものであり、起債の元利償還額の交付税措置が普通交付税に加算増額される仕組みにはなっていないのであります。

そこで、次の3点について市長の回答をお願いしますが、金額の数字の答弁は、書き写しができますようにゆっくり答弁をお願いします。

まず1番目、さきの議会にて平成27年度までの元利償還額の累計に対し、元利償還額の7割が普通交付税にて財政措置されたと答弁しましたが、交付された根拠資料が存在しているのかどうかということです。資料があるのかどうかということ。

それから2番目に、交付税措置とは、合併特例債の元利償還額の70%を基準財政需要額に算入することで、その分、丸々普通交付税が加算されることはあり得ないのが事実であります。それを普通交付税に加算されたと答弁されてありますが、事実でありましょうか。

3月議会の議事録をここに持ってきておりますが、こういう答弁をされてあるわけですよ。高木市長の答弁の中に、もし議事録がありましたら123ページに記載されてあります。「我々は、補助金に近い制度ということで積極的にお金を借り入れております。なぜならば、私どもが起債をしているほとんどは、元利償還金が地方交付税で戻ってくる世界です。だから、国、県から補助金を取るがごとく、総務省から地方交付税をどうとるかということで、起債を起こしているところであります。」と答弁されている。事実と違うようではありますがね。

それから3番目、基準財政需要額と基準財政収入額の差し引きで普通交付税額が決定されます

が、基準財政需要額に算入された交付税総額は平成28年度末で幾らになるのか。

以上の3点について、高木市長の明確で責任ある答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま合併特例債の交付税措置額の基準財政需要額への算入について、大きく3点の御質問をいただきました。

まず1点目が、元利償還額の7割が普通交付税にて財政措置された根拠資料は存在するのかという御質問であります。合併特例債に係る交付税措置額については、地方交付税法附則第5条の「特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入」の中で、元利償還費のうち1,000円につき700円が基準財政需要額に算入される旨、規定をされております。

具体的に、平成27年度に借入れを行いました合併特例債1億9,160万円を例に御説明を申し上げます。

合併特例債の償還期間は10年で、最初の2年は元金据え置き期間となりますので、1年目である平成28年度の償還額は利息のみで16万3,085円。2年目の平成29年度も同様に、19万8,600円。3年目以降、平成30年度から平成37年度まで各年度2,405万5,654円を償還していくこととなります。この各年度分の元利償還費を対象に、その7割の額が各年度の交付税算定に係る基準財政需要額に算入されていることになるものでございます。

次に、2番に御指摘いただいている丸々普通交付税が加算されることはあり得ないのか及び3点目の基準財政需要額に算入された交付税措置額は幾らになるかについての御質問であります。2つとも関連がございますので、あわせて回答させていただきます。

議員も御承知のとおり、普通交付税の交付額は基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いて計算されます。平成28年度の基準財政需要額は、臨時財政対策債振り替え分を除いて77億7,948万1,000円でございます。これに対して、基準財政収入額は28億5,121万6,000円であり、この差額である49億2,826万5,000円が普通交付税算定額になります。加えて、平成28年度は調整率に伴う減額分が640万円ありましたので、決定額は49億2,186万5,000円になったところであります。そして、この基準財政需要額の中に合併特例債償還費として、28年度中の元利償還額6億7,672万円の7割である4億7,370万4,000円が含まれております。仮に合併特例債の償還がなかった場合の普通交付税額は、調整率分に相当する額、約39万円を差し引いて、4億7,331万4,000円減額されるものでございます。

なお、先ほど基準財政需要額は臨時財政対策債振り替え分を除いた額と説明いたしましたが、この臨時財政対策債とは、もともと普通交付税で交付されるべきものであります。交付税の財源が不足しますので、地方が臨時財政対策債という地方債を発行して補うものでございます。し

たがいまして、本来の基準財政需要額は臨時財政対策債振り替え分3億9,424万6,000円を加えた81億7,372万7,000円となるところでございます。

なお、臨時財政対策債の元利償還分につきましても、当然全額が交付税措置されるものでございます。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 基準財政需要額というのは、借金払いに何や充てる、そういう金ではないわけでしょう。基準財政額というのは、先ほど申し上げましたように、全国どこの地域においても標準的な行政サービスが受けられるように、財源が不足する団体には地方交付税の普通交付税で措置しているわけですよ。したがって、これは住民サービス用の金額であるわけです、80億円というのはですね。それから借金払って、その借金の7割が返ってくるというふうなお考えのようですが、この「平成大合併」の財政学」という本の中にはそのようには書いてありませんよ。

どう書かれているかという、疑似餌というのは御存じでしょうか。魚を釣るときに疑似餌を使うということです。実はこの合併特例債は、あめではなく疑似餌ということが書いてあるわけですよ。つまり、疑似餌に財政の苦しい市町村が飛びついたというふうなことが書いてあるわけですよ。

これの8ページというのがありますが、これは必要だったらお貸ししますから読んでいただいて結構ですよ。あめの正体は疑似餌と。合併した市町村に大いなる誤算が生じたというのが、本書の第3章で明らかにされるように、合併特例債はあめではなく疑似餌だったからであると。この第3章というのがここにありますが、つまり、あめではなくて疑似餌だと、これは第3章にそう書いてあるわけですよ。合併特例債は疑似餌ということです。疑似餌というのは御存じでしょうか。

それから、これの58ページにこういうことが書いてありますよ。合併特例債の95%の借金の元金利息の償還費の70%分が交付税措置されていることについて、この交付税措置の意味を合併特例債の元利償還金70%分の全てが国より交付税で保証されると勝手に誤解、錯覚した自治体は、先を争って合併特例債に飛びついて、市町村合併に雪崩を打って傾斜し、総務省が70%の交付税をふやすとは一度も言っていないと。これは総務省が言っていることですよ。それも、高木市長は70%は交付税措置されたと言っているわけです。

冷静に考えれば、あめと言うなら疑似餌と言ったほうがぴったりだというふうなことが書いてあるわけですよ。これにどう反論しますか。答弁願います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） どういう書物か私も見ていないんですけれども、先ほど答弁しましたよ

うに、現実、法治国家でございますので、この合併特例債に係る交付税措置額については、地方交付税法附則第5条、ぜひこの条文を見ていただきたいと思うんですが、そこに「特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入」の中でしっかりうたわれておりますので、法律に基づいてしっかり申請をして、その申請額が普通交付税としていただいていると、こういうことであります。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） この71ページにはこういうことが書いてあるわけですよ。

自治体の普通交付税は、これら借金返済のためにまず優先的に充当されているのが現状であると。そうすると、自治体でも配分された普通交付税で多様な行政需要に対応することがますます制約されてくるということが書いてある。これで借金払いしたら、ますます行政需要に対する経費が減ってきますよということが書いてあるわけです。

そこで、先ほど市長が合併特例債の基準繰り入れということを申し上げましたね。回答されました。実は私、平成16年度から基準財政収入額、それから、うきは市の基準財政需要額を調べてまいりました。平成16年度が、基準財政需要額、日本全国どこでも同じような行政サービスを受けられる経費が63億812万5,000円でありました。これに対して、基準財政収入額は24億6,667万8,000円。だから、この差し引きが普通交付税で交付されるわけですよ。

基準財政収入額、これはせんだって、私ども総務委員会で財政についての勉強をやりました。そのとき資料をいただきましたが、その資料にもはっきり書いているわけ。これは4月25日に中野企画財政課長からいただきました資料ですよ。ここにありますように、大きく書いてあるわけです。基準財政需要額差し引き基準財政収入額イコール普通交付税ということですよ。このとおり計算されているわけですよ。ところが、例えば平成21年度、前の年に比べて基準財政需要額がふえたのは、1億1,153万5,000円しかふえていないんですよ。じゃ、この平成21年度に合併特例債は幾ら返しているかというとな2億1,844万4,000円ですから。2億1,800万円も返しているのに、基準財政需要額がふえたのはわずかに1億1,100万円ですよ。なぜ基準財政需要額がそのように減っているわけですか。合併特例債の2億1,844万4,000円もらったんだったら、そのままふえなきゃならないでしょう。ふえていないですよ。もっと先行きましようか。

平成22年度、合併特例債元利償還金が3億992万3,000円に対して、前の年に比べて基準財政需要額がふえたのは2億7,587万6,000円ですから、増減率でいきますと、たった3.8%しかふえていないんですよ。この違いはどう説明するわけですか。もっと先行きましよう。

平成24年度、これは合併特例債の元利償還額が、5億2,924万7,000円の特例債の償還金に対して、基準財政需要額が前の年よりも減っているんですよ。5億2,924万7,000円も特例債で元利償還したのに、基準財政需要額が前の年に比べて5,034万8,000円、マイナスになっているわけです。何でこの結果になるわけ。交付税で措置されるんだったら、基準財政は上がってこなきゃですよ。いわゆるこれに書いてあるとおりですよ。基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いたのが普通交付税ですよ。これに特別交付税が加わって、合わせて地方交付税ということで各団体に交付されているわけですから。普通交付税というのはこのような計算で出されているわけですよ。

この基準財政需要額の算定も、以前は、平成18年、19年までは経費と投資経費に分かれてあったわけですよ。ところが、平成19年からこの算定の方法が変わったわけですよ。

ここに「わかりやすい地方交付税」という冊子がありますが、この中にはっきり書いてあるわけ。19年から変わりましたということで。19年からどのように変わったかということがここに書いてあります。平成19年度から新型交付税の導入ということで、全く算定の仕方が違ってきたわけですよ。以前は経費と投資経費に分けて算定されてあったけれども、平成19年度からこの新型交付税が導入されましたから、個別算定と、それから包括算定に変わってきたわけですよ。この平成19年度の個別算定56億2,668万1,000円、包括算定、これは自治体の人口と面積で決まってくるんですが、12億5,387万3,000円。これはちゃんと皆さん方が、いわゆる決算資料の成果表に書いているんですよ、それを。あくまでも成果表から選び出したんですよ。その成果表が、じゃ、なぜ違うわけですか。答弁願います。

○議長（榊川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま具体的に平成16年ですか、あるいは20年、21年と具体的な数字で御質問されました。事前に通告いただければ、ぴしっとわかるように御答弁をさせていただきますけれども、まず考えてほしいのは、地方交付税の制度も年々大きく変わってきておりますので、一概に対前年度と比較したときに合併特例債の償還費に全部結びつけるというのはちょっと無理があるということが1点。

それと2点目は、当然7割が基準財政需要額にカウントされるわけですから、それでも3割は市が負担しなくちゃいけない。（「いや、それはわかりますよ」と呼ぶ者あり）ええ。そういうことで、そういう書物なんかも、いたずらに合併特例債であおっても3割は地元の負担が出ますよということを言っているのではないかと思います。

我々がやっている合併特例債というのは、とにかくないものを、せっかくこういう制度があるからないものをつくろうじゃなくて、既に必要なものを合併特例債に合流させてしっかり財源を確保する、こういうことでやっていることを御理解ください。

それから、全て対前年度と比較されておりますけれども、やっぱり対前年度だけではなくて、長い目で比較しないと、なかなか合併特例債の償還費だけでどう動いているかというのはわからないと思いますので、いずれにしても、今御指摘がありましたので、この後しっかり今の御指摘をちょっと見させていただいて、わかりやすくまた御説明をさせていただきたいと、このように思います。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 単年度比較じゃなくて長い目で、じゃ、見ましょう。

平成17年度が初年度じゃないわけですね、うきはの合併はですよ。16年度に合併してあります。17年の3月20日ということは、まだ16年度が残っているわけですよ。だから、私は16年度から調べておりますが、合併特例債の償還が始まったのは18年度からですよ。そして、27年度までに34億2,512万7,000万円の支払いをしているわけですよ。交付税措置がこれだけありましたと市長が言っているわけですよ。34億2,512万7,000円、政府からいただきましたと。ところが、交付税で措置されて、例えば20年度から27年度までに時代の変化でどの程度基準財政需要額が上がったかということ調べたら、わずかに8億3,586万円しか上がっていないんですよ。

このように、34億2,512万7000円払いました、これが交付税で措置されてありますと言うけれども、実際、交付税が、基準財政需要額がふえたのは、つまり、21年度からでもわずかに8億円しかふえていないという実態ですよ。なぜ基準財政需要額がふえないんですか。この基準財政需要額がふえないということは、普通交付税額から基準財政収入額を差し引いた残りが、いわゆる普通交付税ですからね。

だから、例えばここに普通交付税額を調べております。平成16年度が普通交付税38億4,144万7,000円ということですよ。あと、ずっとそういうことで来てありますが、おっしゃるように、交付税で措置された金額を差し引いていきますと、例えば27年度でいきますと、いわゆる普通交付税の措置額が52億9,699万2,000円でありますけれども、これから特例債の交付税措置額5億8,200万2,000円、それから他の起債交付税措置額6億2,839万3,000円、下水道の交付税措置額3億5,432万5,000円、これを合わせますと、皆さん方がおっしゃっている交付税で措置されましたという金額ですが、27年度は15億6,472万円になるわけですよ。3月議会を出していただきました、償還計画を出してくださいということで。それを全部計算しております、年度ごとにですよ。

したがって、27年度でいきますと、その交付税で措置されたというのが15億6,400万円です。それを普通交付税から差し引きますと、わずかに37億3,227万2,000円しかないんですよ。これじゃ、全国一概に行政サービスを受けられるはずありませんよ。

これはずっと以前の浮羽町時代のね、交付税額をどの程度もらったかということ、旧浮羽町、吉井町、田主丸町で調べておりますからね。一番多かったのが平成12年度、浮羽町が29億6,500万円ですね。吉井町が23億5,700万円で、合わせますと平成12年度は53億2,200万円の交付税をもらった勘定になりますよ。合併前の平成12年度。それが年々、三位一体の改革とか、そういうことで地方交付税が減らされてきました。したがって、16年度でいきますと、先ほど申し上げましたように、ここに書いてありますように、16年度の浮羽、吉井を合わせて基準財政収入額24億6,667万8,000円、それから基準財政需要額が63億812万5,000円ということですから、その63億812万5,000円から24億6,667万8,000円引きますと、その残りが地方交付税ということで計算できているじゃないですか。これは全部あの成果表の中に載っている数字ですよ。何も私つくった数字を申し上げているんじゃないやありません。成果表の中に載っている数字を申し上げているわけ。その中に何でこういう大変な、いわゆる償還をやっているのにそれが出てこないんですかということをお尋ねしているわけですよ。

これについて、いま一度、明確な答弁をしてください。じゃないと、いわゆる疑似餌ということが出てありますよ。また皆さん方がこの疑似餌に飛びついて借金重ねていく。だから、普通交付税でもらいますということですが、つまり、一般会計で平成51年度までかかるわけですね。27年度までの借金払いが平成51年度までですよ。下水道事業については、平成67年度までですから40年間ですよ。40年間払っていかなきゃならん。それを地方交付税でもらっていますからもらっていますからって。その地方交付税に返ってきていないから申し上げているわけですよ。お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 何か我々が地方交付税等を全然理解していないような御指摘であります。さっきから答弁しているように、普通交付税の交付額は基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いて計算されますと、このように答弁をしております。そこはもう御指摘をいただかなくても結構であります。

そういう中で、我々はきちっと基準財政需要額を積み上げて、基本的には今、議員がおっしゃっているように、この3万のまち、あるいは117.4平方キロメートルのまちにあるべき行政需要とは何かという大きな基準の中で、単位費用を掛け、測定単位を掛けて、そして若干補正をかけた中で基準財政需要額、こういうまちに必要な基準的な需要額というのは、行政需要とはこれですというのが。それにプラスアルファして、法律の中で合併特例債については元利償還の7割がこの基準財政需要額にカウントできると、法律でこうなって、それを受けて申請書をつくって、福岡県を經由して総務省に出して、それがそっくりそのまま100%交付税でいた

だしているわけでありますから、これだけ明快なことはありません。

今、議員が指摘している細かい話については、どこかでちょっと見方を間違えていると思いますので、しっかりまた説明をさせていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） じゃ、この平成27年度までにいただいた金が、元利償還金に対する交付税措置額ですね、124億4,005万1,000円もらったということですね、100%もらったと。じゃ、これはどこに持っているわけですか。（「ちゃんと7割がカウントしてます7割、70%ですから、合併特例債の場合。下水道はもっと下がりますよ」と呼ぶ者あり）いや、わかりますよ。でも、実際措置されたという金額がこれなんですよ。交付税で措置されたという金額が、平成27年度までで合併特例債が34億2,512万7,000円、それから、これはもう69.41%になります、起債償還額ですね、約70%。それから、一般会計ではそのほかにも起債を起こしてありますからね。これが57億2,939万2,000円、51.48%。下水道が、償還額が57億4,301万2,661円。これに対して交付税措置額が32億8,553万2,000円いただきましたと皆さん言われてやっているわけです。124億4,005万1,000円はどこにあるわけですか。歳入のどこに載っているわけですか。歳入のどこに載ってありましょう。（「歳入……」と呼ぶ者あり）ええ、もらったということですから、歳入に。（「それは交付税ですね」と呼ぶ者あり）交付税になっていないですよ。基準財政需要額、皆さん方がつくっている成果表を見てくださいよ。基準財政需要額に入っていないよ。だから、基準財政需要額には——例えば、こういうことですよ。

いわゆる測定単位と、市町村と県と2通り載ってあります。こちら側が市町村用ですが、まず、消防費というのは人口で割り出します。それから、道路橋梁は道路の面積と延長、それから港湾費はありません、都市計画費もありません、うちの場合は都市計画は立ててありませんから。下水道が人口、その他の土木費が人口。そして教育費になりますと、小学校が児童数、学級数、学校数。中学校が生徒数、学級数、学校数。そして、高等学校が教職員数、生徒数。その他の教育費は人口。それから、厚生費は市部人口、それから社会福祉費が人口、もう全て人口でいきますから、人口が減りますと地方交付税というのは減ってくるんですよ。どうしても人口と面積が重点的になってありますからね。これが個別算定の数式ですよ。

そして、下のほうに包括算定経費というのが出てありますが、測定単位が人口と面積ということでもあります。いわゆる包括ということでもありますから。だから、先ほど申し上げたように、包括算定になったのが平成19年度からですよ。そして、25年度からは、これに地域の元気創造事業費、自治体の職員数、それから給与、就業率で決まってある。それから、平成21年度から地域経済雇用対策費ということで、農業算出額、製造品目出荷額、自主財源比率でこの数が出て

いるということなんです。ところが、この人口の、いわゆる地域元気創造費ですか、これについては25年から出てきてありますけれども、わずかなものであるわけです。地域経済対策費については、24年度から比べて、基準財政需要額に盛られたのは1億5,384万円ということになりますと前の年より減っているわけです。さらに、26年度は減っている。27年度は9,700万円になっているわけですよ。

このように、だんだん地方交付税を削減するために政府は制度を変えているわけです。それをもってして、絶対にもらっていると。じゃ、ここの総務省に聞いてみてくださいよ。総務省は、ここに書いてありますように、交付税をふやすということは一度も言っていないということですから。基準財政需要額に算入するということは決まっていますよ。算入は決まっています。ところが、地方交付税の措置額をこの地方交付税でふやしますということは一回も言っていないということですよ。財務省がそう言っているんですからですよ。どうも納得できませんけれども、時間がありませんので、次の質問に移らせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員、ちょっと答弁したいということですが。

○議員（13番 三園三次郎君） いや、時間があと、2つあるのに、21分しかありませんので、次に進めさせていただきます。

次は、地方交付税の合併算定がえと新市一本算定の選択について質問をいたします。

合併特例法における合併算定がえでは、合併後10年間にわたり旧市町村単位で算定した交付税の合算額を交付し、その後5年間で段階的に新市町村における算定に移行する措置がとられています。

うきは市でも、合併後10年が経過し、ことしは移行3年目を迎えましたが、合併特例債の優遇措置は元利償還分を基準財政需要額に算入する仕組みであって、その分が地方交付税として丸々増額されるわけじゃありません。それを高木市長は丸々増額されたと言っているわけです。それは、地方財政計画が縮小されたり、基準財政需要額が縮小されたり、その反面、基準財政収入額がふえれば自治体が受け取る地方交付税額は減少する仕組みになっているわけです。

平成12年度の旧浮羽町と吉井町、両町の交付税額は53億2,129万円であったが、それ以降、毎年度、地方交付税額が削減され、三位一体、これは小泉内閣のとき、三位一体の改革に伴う3兆円の交付税額の減額、さらには3兆円の税源移譲分が基準財政収入額に算入されたことにより、平成16年度の浮羽町、吉井町、合算の交付税額が、12年度と比較して13億8,200万円も減額されているわけでしょう。このように地方交付税は減額されているわけ。

何で減額されているかということ、地方交付税の財源が決まっているからですよ。所得税と法人税、それに酒税という、この3本で始まったわけですね、昭和29年度からですよ。ところが、それでは地方交付税が足りないもんですから、途中でたばこ消費税、それから消費税の2つを加

えて今5税になっているわけですよ、地方交付税の財源というのはですね、5つの財源。ところが、これは上限が決められているわけでしょう。最初は税収の20%で始まった地方交付税制度であります。今はもう35%まで上がっているわけですよ。それでも不足しているわけ、地方交付税はですよ。景気が悪くて所得税が上がらない、法人税が減額、あるいは酒が飲まれないということになると収入が減ってきますから、それは減額になってくる。だから、平成17年度でも、地方交付税、その財源だけでは足りないから、5,000億円も別の会計から持ってきているわけでしょう。そのように財源に限度がありますから、むやみやたらに地方交付税はふやせませんもんですから、国はいろいろと計算をしながら、毎年2月には地方財政計画書というのを策定しますよ。そして、その地方財政計画書に基づいて、その年度の基準財政需要額が決まってくるわけですよ。ところが、それもびしゃっといかない。足りないことができていますから微調整をやっているわけです。

ところが、合併算定がえと一本算定ですね、これは32年度からは一本算定の適用となりますが、合併算定の交付税額に比較してどうなのか。また、元利償還額に対する交付税措置は基準財政需要額の算定における措置であり、普通交付税に加算されないとなると、うきは市の今後の財政運営が不安でなりません。

そこで、うきは市の不安を払拭するために、次の項目について市長の責任ある答弁を求めます。

1つ、合併算定がえと一本算定の制度は、10年が経過し移行期間となったが、交付額の比較検討はしたのか。また、検討資料があるのかどうかということです。

それから2番目に、地方交付税基準額から合併算定がえの減額が平成27年度から実施されたが、一本算定に移行した場合、普通交付税は幾らに減額されるのか。

それから3番目に、起債償還金額は一般会計及び下水道事業会計の交付税措置額の合計が173億1,812万5,928円の試算であります。交付税の加算がないとした場合はどう処理されるのか、財政について答弁を願います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま地方交付税の合併算定がえと一本算定の選択について、大きく3点の御質問をいただきました。

まず1点目が、合併算定がえと一本算定の比較検討はしたのか、また、検討資料は存在するのにかについての御質問であります。議員御指摘の合併算定がえとは、市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法の17条に基づく地方税の額の算定の特例に該当するものでございます。一般的には、市町村合併が行われた場合、スケールメリットによりさまざまな経費の節約が可能になるため、基準財政需要額は減少し、ひいては交付税額も減少すると考えられます。しかし、合併による経費の節減は、合併後、直ちにできるものばかりではないことから、合併後、

最初の10カ年度は合併関係市町村がなお存在するものとして計算し、合算した額を下回らない額を保証し、11年度目以降5カ年間の激変緩和期間を設けて段階的に縮減をしていく制度でございます。

うきは市の場合、平成17年3月に合併しましたので、平成17年度から31年度までの15カ年が合併算定がえの期間であり、11年目に当たる平成27年度から合併算定がえによる増加額が段階的に縮減されているところでございます。

この特例に該当する期間中、普通交付税の算出に当たっては、合併前の吉井町、浮羽町で精算した算出資料と、うきは市単独、いわゆる一本算定で算出した資料を作成し、比較した上で交付税の額の確定がなされているところでございます。

2点目が、一本算定に移行した場合、普通交付税額は幾らになるのかについての御質問であります。平成28年度の普通交付税の額で比較をいたしますと、吉井町で算出した額が23億4,376万3,000円、浮羽町が26億6,360万円で、合計50億736万3,000円、これから激変緩和期間の2年目として7,909万8,000円が減額されまして、普通交付税の算定額は49億2,826万5,000円になります。

これに対しまして、うきは市として一本算定した額は47億2,999万4,000円でありますので、縮減後の額との差額は1億9,827万1,000円、縮減前の額と比較しますと、差額は2億7,736万9,000円ということになります。

3点目が、普通交付税の加算がない場合、どう対処されるかという御質問でございますが、基本的に、交付税措置があることが前提で借り入れた地方債において、償還の途中で交付税措置の対象から外れるということは考えられないこととあります。唯一あるとすれば、単年度の財政力指数が1以上になる、すなわち基準財政収入額が基準財政需要額を超え、普通交付税の不交付団体となる場合であるかと思われま。

うきは市の平成28年度の交付税算定における財政力数は0.37であります。おかげさまで少しずつ上がってきておりますが、今後も大幅な数値の上昇は困難であると判断をしております。交付税に依存する体質は好ましくないことはたしかであります。現在のうきは市の自主財源の状況を考えれば、普通交付税は必要不可欠な財源であることに変わりはありません。

人口減少や合併算定がえ終了に伴う交付税の減額も考えられますので、今後とも計画的な施策の実施や事業のスリム化、経費の節減等に努め、持続可能で健全な財政運営に努めてまいりたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 合併算定がえと一本算定の差額が1億ちょっとであるわけですね。じゃ、今までは何で6億円も5億円も差がついっとったんですか。これも平成26年度で見ま

すと、合併算定額が26年度は基準財政需要額が78億6,821万3,000円、基準財政収入額が27億6,068万3,000円、不足額が51億753万円であったのが、一本算定になりますと基準財政需要額が73億957万円、差額が5億5,864万3,000円ついていますよ。基準財政収入額が、一本算定でいきますと27億5,483万8,000円ですから、これは差額が小さいけれども、プラス584万5,000円ということ。

だから、本当は、基準財政需要額でいきますと5億5,800万円ですけど、その500万円引きますから、平成26年度で5億5,279万8,000円の差額が出ているわけですよ。だから、今よりもっとひどくなるわけですよ。

これも、成果表の中に交付税等の状況というのがありますよ。これ2段書きしているわけです。今、私が申し上げたように、上の段が一本算定だと、下の段が合併算定だと。合併算定で今交付税が来ているわけですね。この一本算定でいきますと、例えば平成25年度が6億4,832万5,000円、平成26年度が5億5,279万8,000円、それから平成27年度が4億1,674万6,000円という差がついているんですよ。一本算定と合併算定。それが何でそんなに小さくなるわけですか。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ちょっと手元に詳しい数字がないものであれなんですが、先ほどから答弁していますように、基準財政需要額の中に臨時財政対策振り替え分を含めたり外したりするケースがありますので、ちょっとまた詳細に見させていただかなくちゃいけないかなと思つてるところであります。

○議長（榎川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 時間があと10分ありますけど、時間が足らなくなってきておりますが、そこで問題は、今、移行期間なんですね、27年度が第1年度。これが0.9ですか、0.1減額される。28年度が2年目でありましたので、0.7ですね。今度、29年度が0.5になるわけでしょう。そして、来年が0.3、5年目が0.1ですが、あとはなくなるわけですよ、今までのね。したがって、32年度からはどうなりますかっていうことをお尋ねしたのは、1億円程度は少なくなるということでは何か間違いじゃありませんか。今までこのような、25、26、27、これは決算の成果表に載っている数字を申し上げているわけですよ。答弁願います。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁しておりますように、1億9,827万1,000円というのは、今、激変緩和中の2年目、昨年度28年度ですから、2年目をベースにそういうふうに申し上げたわけでありまして、純粋な差額というのは、答弁でもさせていただいたように2億7,736万9,000円ということになります。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） いずれにしても、皆さん方がおっしゃるその財政額が、私どもはどうしても納得できません。ますます財政が苦しくなってくることは、もう明らかでありますからね。したがって、あと5分しかありませんので、3番目の最後の質問に移らせていただきます。

最後は、地方自治法が5月11日に可決成立しました。法律の趣旨は、臨時職員の同一労働、同一賃金の実施について質問いたします。

高木市長は合併以来の職員数を削減し、人件費削減を強調されますが、その成果は評価できるものではありません。その理由が、合併前の16年度の一般会計の職員数は253人ですよ、吉井、浮羽合わせて。そして、人件費が平成16年度が27億3,720万9,000円ですが、29年度当初予算の職員数は13年間でわずかに32人減の221人、その反面、嘱託職員や臨時職員等の賃金は、社会保険料を含めると合併前の2億809万6,000円と比較すると2倍以上にふくれ上がっております。

24年3月、これはおたくのほうに資料があると思いますが、こういう資料ですよ。24年3月現在の職員数が書いてあるわけ。この中で、181人ですよ、24年3月現在としてあるわけ。ずっと所属部署ごとに人数が載っております。例えば、監査委員事務局が1人、総務課総務法制係が1人、それから総務課秘書係が1人というふうなことで、多いのは福祉事務所子育て支援係40人ですよ。このように40人も採用しているわけです。それからもう1つ、学校教育課の中で小・中学校関係で20人と。これは臨時職員の数を皆さん方が示していただいたんですよ。こういう資料がおたくのほうにあると思います。おたくの資料ですから。

それが今どうか、数字をぴしゃっと申しただけじゃありませんけれども、西日本新聞がこの非正規職員の調査をやって新聞に掲載したことがありますよ。このときには、うきは市は正職員が252人に対して非正規職員が196人、率でいきますと77.8%、職員合計が448人、非正規比率が43.75%で、うきは市は第2位と、福岡県28市の中で。こういう資料が西日本新聞に載りましたよ。

そこで、年々、臨時職員の賃金が上昇してきました。ところが、今度の自治法の改正で、こういう臨時職員についても期末手当、あるいは退職手当を出さなきゃならんということですから、早急にどの程度額が上がるのか計算をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。答弁願います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま地方自治法の改正で、臨時職員の同一労働、同一賃金の実施について、通告では大きく3点御質問をいただいております。

1点目が、臨時職員の各種手当の支給の増額の試算についての御質問でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17日に交付されておりますが、このことに関しての御質問と判断をさせていただき、回答させていただきます。

今回の改正法は、地方公務員の臨時、非常勤職員について、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用サービスの適正化を図るとともに、あわせて勤務条件面においても、国家公務員の取り扱いとの均衡を踏まえ、会計年度任用職員に該当する臨時、非常勤職員に対しては、給料と手当の支給を可能としたものであることは議員も御承知のことと思います。

この改正法の施行は平成32年4月1日になっており、今回の改正法の施行に当たり、条例参考例、運用上の留意事項、その他円滑な施行のために必要と考えられる事項を、会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアル、仮称であります。これが近々発出される予定となっておりますことから、本市としましてはこのマニュアルの活用、あるいは近隣市の状況を踏まえ、今後適切に対処したいと考えております。

なお、現時点では法改正に伴います詳細な内容が不明でありますので、増額の試算は行っておりません。

2点目が、人件費の削減効果の検証についての御質問であります。平成16年度から平成29年度までの間で、予算額、決算額より人件費の削減効果を計算しましたところ、正規職員の給与額は、先ほどとちょっと数字が違うんですが、私も職員数は合併時には280名いたのが、現時点では233名の47名を削減しております。そういうことから、給与額については6億8,100万円の削減がなされております。

また、臨時、非常勤職員の賃金については、3億2,600万円が逆に増加をしているところであります。正規職員と臨時、非常勤職員を合わせて計算いたしますと、3億5,500万円の減少となっております。合併以降に行いました行政改革の取り組みにより、人件費について一定の削減効果があらわれているものと理解しております。

最後3点目に、住民サービスに視点を置いた職員定数管理についての御質問であります。職員定数管理に関しては、以前から三園議員より御意見をいただいたと記憶しております。議員も御承知のとおり、市の業務は多様化する住民ニーズに対応するため、広範囲にわたっております。また、地方分権の進展や地方創生のため、地方自治体の取り組みに伴う業務も増加しております。

その一方、税収等の一般財源の増収は容易に見込めず、社会保障費の増加が予想される中、市の財政状況はより厳しさを増すことが見込まれております。

また、議員御承知のように、行財政改革の取り組みの結果として、人件費の削減が行われ、正規の職員が減少しているのも事実であります。こうした背景の中で、増加する行政ニーズに対応

するため、臨時職員等を雇用して対応せざるを得ないため、非常勤職員が増加していることも事実でございます。

職員の適正配置は、今後とも最重要課題であり、住民サービスに直結するものであると考えております。今後におきましても、業務内容を十分精査し、職員自身が行わなければならないもの、臨時職員等で対応可能なもの、民間活力などの推進などにより実施できるものに分けて、的確な業務分担、適切な職員の配置を行い、行政サービスの低下を招くことがないとともに、持続可能なうきは市の確立のため、努めてまいりたいと考えているところであります。

また、臨時職員等の雇用のあり方に関しましては、先ほどから御質問のありました地方公務員の臨時、非常勤職員に関する制度改革に合わせて、内容の把握に努め、国、県、他団体からの情報収集及び情報交換に努め、必要な対応を図ってまいりたいと考えております。（「時間ですので、終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（**榎川 正男君**） これで13番、三園三次郎議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は13時30分より再開します。

午後0時15分休憩

午後1時30分再開

○議長（**榎川 正男君**） 再開します。

午前中に引き続き一般質問を行います。

次に、1番、岩淵和明議員の発言を許します。1番、岩淵和明議員。

○議員（**1番 岩淵 和明君**） 許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

一番最後ということで、めり張りあるようにということで言われていますので、頑張ってみたいと思います。

昨年6月議会において子どもの貧困対策について、市長の見解をただしましたけれども、そのときに、市長は、うきは市の将来を担う子どもの貧困問題がきわめて重要な課題と考えるという認識を述べられ、子どもの未来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないようしっかりサポートしていくことが大事だというような決意を示されました。

そしてことし、うきは市の対策ということで、うきは市子ども未来応援地域ネットワーク形成事業計画として示された。そのことを受けて、改めて現状認識等について、課題等について、市長の考えを伺いたいというふうに思います。

内容は6項目しております。ちょっと長くて申しわけないんですけども、関連することありますので、御了承いただきたいというふうに思います。

1点目は、子どもの貧困問題について、量的、質的な両面から、社会調査などを通じて、リア

リティーを持って把握することが求められているというふうに思っておりますけれども、うきは市の実態について、市長はどのように具体的に捉えておられるのか、お尋ねしたいというふうに思っております。

2点目は、子どもの現実にアプローチするための具体的な地域で取り組みについては、支援事業計画が策定されたばかりでありますけれども、この内容が量的計画となっていない、その理由をお尋ねしたいというふうに思っております。

3点目に、決定的に重要な点として、子どもの貧困の改善・解決のために、政策形成が行政に求められていますけれども、改善課題と数値目標がなぜ明示できないのか、お尋ねしたいというふうに思います。

4点目は、うきは市の子どもの貧困状況では、年齢別生活保護需給状況の特徴的な点として、保護世帯に暮らす子どもの比率が高い現状と報告されていますが、原因と対策について、現状の内容、方針等を伺いたいというふうに思っております。

それから、5点目に、保育園、幼稚園における方針についての成果と課題の中で、保護者へのアプローチの仕方、介入の仕方が大きな課題とされていますが、これに対する施策を具体化するか、お尋ねしたいというふうに思っております。

それから6点目が、就学前の子どもに対しての経済的支援策について市長の考えを、あるいは課題、その辺を伺いたいというふうに思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは市の子どもの貧困対策について、大きく6点の御質問をいただきました。

まず1点目が、うきは市の子どもの貧困問題における実態についての御質問であります。うきは市におきましては、子どもの貧困対策について、国の地域子供の未来応援交付金を活用して、平成28年度に、うきは市子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画を策定いたしました。

なお、この実施計画策定に当たりましては、うきは市社会福祉協議会に事業委託を行いました。国の子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業につきましては、第1に実態調査・分析、第2に支援ニーズに応える資源量把握、第3に支援体制の整備計画策定ということでありましたので、そのことを踏まえて実施計画を策定したところであります。

実態調査の方法であります。一般的に行われる実態調査は、ひとり親家庭等を対象にアンケート調査を実施する形で行われますが、今回うきは市が実施しました調査は、ふだん児童を支援している小・中学校及び保育所、幼稚園の先生方に協力をいただきました。調査期間は平成28年9月26日から10月27日までであり、結果につきましては、うきは市社会福祉協議

会が久留米大学に依頼をして、集計分析をいたしました。調査の名称は子どもの健康・生活実態調査アンケートで、内容は、食事について、衣類・衛生について、健康について、家庭について、学校生活について、経済についての項目に加え、自由記述を求めるものであります。

アンケート配付202件中、201件の回答をいただき、自由記述については、回答者201名中、150人からコメントをいただきました。実態調査に対して、関係機関がしっかり取り組んでいただいたものと思います。

なお、うきは市の実態調査に基づいて、子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画を策定しましたことにつきましては、福岡県から高い評価を受けているところであります。この実態調査により、うきは市におきましても、周囲の平均的な生活水準と比較して、所得が著しく低いとされる相対的な子どもの貧困はあるものと考えております。

次に、2点目で、支援事業計画が策定されたが、量的計画となっていない、その理由はという質問と、3点目の改善課題と数値目標の明示に関する御質問は関連がありますので、あわせて回答をさせていただきたいと思っております。

うきは市子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画については、今後、子どもの貧困をなくすため、地域ネットワークをつくることを目的としております。地域の実情を踏まえ、各種施策を組み合わせるなどの創意工夫をこらし、子どもの発達、成長段階に応じて、切れ目なくつなぎ、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治協議会などをつなぐ地域ネットワークを形成していき、子どもの貧困をなくしていくことを目的としての計画であります。そのことから、目標値の設定が非常に難しく、数値目標は設定しておりません。

4点目が、生活保護世帯の子どもの比率が高い原因とその対策についての御質問であります。ひとり親家庭が一定数いらっしゃることも比率が高い原因の一つと考えております。児童扶養手当受給者については300世帯前後を推移している状況であります。乳幼児を含めて、就学前の子どもの育てていくことは、所得が少ないひとり親家庭にとっては大変困難なことだと思います。そういった世帯への経済的支援として、子ども医療やひとり親医療、保育料の減免制度、児童手当や児童扶養手当、あるいは就学支援等があり、それらの制度でもカバーできない部分を生活保護が担うということになります。

生活保護に暮らす子どもの比率が高いということは、経済的貧困状態である世帯への支援連携が整っているとも考えられます。自立を促すためには、生活困窮者自立支援事業による、ひとり親家庭等の終業支援、子どもさんにつきましては、生活困窮世帯に対する学習支援などの施策を適切に受けられるよう指導していくことも対策の一つであります。

支援連携が円滑に行われるよう、現在の福祉事務所や保健課が1つの建物の中にあることは重要なことであると考えておりますし、今後、学校教育課を西別館に移し、子どもに関する施策を

担う部署を1つにまとめていくことも、子どもの貧困対策についての方策の一つと考えております。

5点目が、保育園、幼稚園の児童保護者へのアプローチの仕方等の御質問であります。児童保護者が保育所、幼稚園職員等からの指導助言を受け入れていただくためには、双方の信頼関係の構築が大変重要だと考えております。そのために、職員は、児童送迎時に保護者に積極的に声をかけたり、お便り帳等で児童の様子を知らせるといった取り組みを行っております。

また、福祉事務所、保健課、学校教育課、警察、児童相談所、医師会等で構成される要保護児童対策地域協議会とも連携し、具体的な支援、援助相談窓口として、家庭児童相談員2名を福祉事務所に配置して対応しております。

最後の6点目、就学前の子どもに対しての経済的支援策についての御質問であります。保育所、保育園、認定こども園の保育料につきましては、保護者の負担軽減を図るため、所得に応じて国の基準よりも軽減を図っております。幼稚園、保育園につきましても、平成25年度から、幼稚園就園奨励費補助金制度を導入し、保護者の負担軽減を図っております。また、今議会で所得制限の撤廃を提案させていただいております子ども医療支援制度や任意予防接種補助金の制度も整備されており、子育て支援に努めているところであります。

○議長（榎川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 市長にお尋ねした、1点目の量的、質的な両面から具体的にどう捉えているかということについては、今回の実態調査の、先生方の取り組みの内容ということではなくて、市長自身が、今、うきは市の実態を、今回の調査も踏まえてどう捉えているかということを聞いている。アンケートの計画の中身を聞いているわけじゃないので。お尋ねします。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 子どもの貧困対策については、本当に重要な課題だと認識しております。議員さんも御承知のように、子どもの貧困対策には相対的貧困と絶対的貧困の定義があって、そこが非常に、何か現実的に、本当に子どもの貧困がこのうきは市内で実態としてあるのかというそういうところにつながっていて、これが市民の間でなかなか周知されていないところが大きな課題だと、このように思っております。

御案内のように相対的貧困というのは、OECD、経済協力開発機構の定義で、可処分所得の2分の1を下回る世帯の子どもさんを言うということで、我が国におきましては6人に1人、16.3%が貧困状態にあると。OECDの中でも10番目に高いと、こういうふうにと受けております。

一方、絶対的貧困は、世界銀行が定義しているものであって、1日の生活を1.96未満、日本円でしますと約200円以下で生活をされている方たちを指すと。したがって、この絶対的

貧困がぐっと、うきは市民の皆さんにも定着していて、そういう人はいないよねということで、なかなか相対的な貧困までつながっていないのが大きな課題であるということで、今回、うきは市内の子どもの貧困状態を知りたいということで調査をしました。定量的な数値というのを本当は出したかったんですが、そこまで求めることはできなかつたんですけども、先ほど答弁させていただきましたように、201名の皆さんの回答をいただきました。私、全部読ませていただきました。150名の皆さんの自由記述も、一字一句読ませていただきました。正直言ってショックを受けました。このうきは市内でも、これだけの貧困状態があるというのを大きく受けとめております。やはり子どもには何の責任もない、親世帯の経済的な困難性で、例えば小さいときにおもちゃを買えない、ゲーム機が買えなくて子どもの仲間に入れない、あるいはスポーツ用具が買えなくてクラブ活動も入らない、あるいは塾に行けなくて学力も低下する、あるいは大学に進学できない、子どもには何の原因もないのに、やっぱりそういうふう将来の選択というか、未来ある子どもの選択肢をしばめていく、規制をかけるというのは、やっぱり大きな課題でありますので、そこについてはしっかりと取り組みを図っていきたい、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 市長のお考えの一端だというふうに思いますけど、きちんと受けとめたいと思います。

ここで私が言いたかった量的指摘という点でいうと、その16.3%というのが、うきは市に当てはめたらどうなのかと、単純に。これは日本の数字ですから、要は今言った16.3%の中身というのは、市長のおっしゃったように等価可処分所得、税金なんかを引いて、社会保険料も引いて、その中央値の半分、今回のデータで言えば244万円の半分の122万円というのが貧困ラインと言われるところですね。さっきもおっしゃったように、認識としては貧困はあるものと考えているというふうにおっしゃってございましたけれども、そういう点で、改めて定量的に把握するという意味で16.3%というのを考えたときにどうなるかということだろうと思うんですね。単純に計算していくと、うきは市での状態というのは、700人を超えているんですね、単純に計算した場合ですね。うきは市の児童数が、18歳未満で考えると4,747人。昨年の10月ぐらいの数値ですので、当然変わっていると思いますけれども、そういうふうなことを現実的な問題として考えていくということだと思えます、773人ですね。それで、これが122万円以下で暮らしているというふうに、全国的なデータからするとそうだと。

もう一つ、昨年の6月も私は述べましたが、県別にデータをとっている山形大学の先生がおられて、その方は、福岡県というのは19.9%とされている。19.9%と高くなる理由は、非正規の労働者が4割を超えているという特徴的な点がある。そういうところでは、その計算を

ベースに考えた場合に、児童手当世帯というのは、前回の6月に聞いたときに、たしか——今回のデータも出ていますね。27年の成果表で2,150世帯、3,854人の方が対象だったんですね。その19.9というふうになると427世帯、これが児童手当を受けている方の世帯の人数というのは1.8なので、それを掛けると768になるんです。だから、貧困率の16.3%もあながち信用できる数字であるし、今言った福岡の19.9という、この福岡のレベルで考えても700人を超えるようなものが想定されるという、リアリティーを持って考えるというのはそういう意味で私は言っているわけなんです。

それから、この児童扶養手当というのは、ひとり親の方が全部受給しているかということ、全国調査で見ると、受給していない方というのは母子で二十五、六%いるんですよ。父子で54%いる。これは、厚労省がつくっている全国の母子世帯調査表というのがある、5年ごとに行われるんですけど、これを算出して書かれている中身なんですね。そういう意味でいうと、今、27年度の成果表に出ている受給世帯数が325人で、児童数528人になっているんですけども、それは、それにプラスになると、逆に言えばね。そういう条件が見てとれるという。今あるデータで考えると、そういうことが想定されるということ。だから、確かに先生方にいただいた御意見というのは、本当に現実の話だと。だけれども、調べている中身というのは、着がえていなかったり風呂に入っていないなかったり、朝食を食べていなかったり、これ全国的なアンケートと類似しているわけですよ。全くそのとおりなんです。そのことが現実には起こっているということのあらわれだということ、認識してほしいんですね。

そういうのも含めてもう一つ、人数的には大体その前後だろうと。528人という数値から773人というか、その辺のプラスアルファがあるんだと。でも、子どもたちは4,747人だから1割以上いるという実態。その実態を、聞き取りじゃなくてほかの自治体では、例えば大きいところでは大阪府が去年やっていますね。東京都がことしの2月公表されていますね。それをベースにNHKは今回、貧困問題をずっと取り上げてきているわけですね。近くで言えば、八女市で実際にアンケートをとって47%ぐらいの回答率でした。だから、規模は大小と違っていろいろあるけれども、さっき言ったような数値をベースに実態を聞き取る。この作業は実を言うところなんです。その作業をしないで施策を打てるかということなんです。これは、5年計画でネットワーク形成事業、まさしくネットワークを形成する中身で言ってあって、これからどうするのという中身なんですね、これ現実には。それも、4年間かけてやると。4年間と、次の計画が5年間というふうに、計画は県との関係で合わせているというのはわかりますけれども、そういう中身なんです。4年間でコーディネーター支援事業の形をつくっているけれども、子どもは成長が早いのですから、今ある現実をどうするかという問題なんです。そこがリアリティーを持って、現実を持ってその貧困の度合いを理解しているかということ、私は言っているんですね。今

の施策で足りているか、足りていないのかという、実を言うと、この中に今の施策の評価は一切載っていないですからね。保育園の減免措置の問題とかあると思うんですけども、そういったことが非常に大きな課題になってきている。この間ずっと私が一般質問で言ってきたのは、その個別個別の課題についてずっと言ってきたんですけども、確かに、市長がこの間、大事だと言っているんですけども、今言ったように、生の声を聞きながら、実際に客観データを証明する中身として、本格的な政策をつくっていく意味で、自治体の本気度が問われているというのが、これは中身だというふうに思います。これで事足りるというふうに私は全然思っていない。そういう意味で、調査を改めて、どういうふうな形になるかわからないけれども——わからないと言ったら無責任なんですけれども、いろいろ実際にやっているところがありますから、どういう方法があるかというのはチョイスすればいいわけですけども、調査を行うよう求めたいと思うんですけども、市長、所見を伺います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 今回の事業計画に当たりましての調査のアンケートにつきましては、御存じのとおり、ひとり親家庭等を対象としておりません理由としまして、平成25年に、うきは市子ども・子育て支援事業計画作成のために、対象となりますゼロ歳から12歳の子どもさんがいらっしゃいます市内全1,959世帯へアンケート調査を行いました。御存じのとおり、その際の回答率が44%、低いものでありました。この回答率の中で、全体的な計画が作成できるのかということに加えて、個人情報の問題もございました。そういうことで、ふだん児童を支援していただいております小・中学校及び保育園、保育所、幼稚園の先生方を対象としたものであります。

御指摘がございますけれども、やはり今回の実施、今年度から4年ということですが。平成33年度からの新たな計画作成の際の、平成32年度の見直しの際には、やはり御指摘のような調査を行っていくことも検討していかなくてはならないというふうに認識をしております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） さっきの困難さというのは、回答率の問題だけではなくて、ネットワークを形成するに当たって、量的な把握がなかなか難しいという。その今回のところはやっぱりそうだろうと、それは認識します。だから、逆に今あるデータをこの中で出されているいろんな数値があるよね。それをどう評価するというぐらいは出せるだろうと思います。評価もなし、課題もなしというのが今の現状じゃないですか。しかも、その回答率が44%——前回の子ども支援アンケート——ということですけども、じゃ、八女市で47%というのは全部信用できな

いのかということではない。さっきも言いましたけれども、例えば東京都だったら、東京都内の4つの自治体の小学校5年と中学校2年の親と子どもなんです。だから、それで全部反映できるのかというとそうではないと思います。ただ傾向を見る。具体的な対策が、本当に実のあるものなのかということの中身を検証する目的が主だと思うんです。どこだって同じだと思います。そういう視点が残念ながらうちにはないんですよ、うきは市には。だから、私が言っているのは、政策形成能力というのは、そういう意味なんです。政策を合意しながら一つのことを——特に、子ども問題というのは多部署にわたります。そういうところも含めて、どうやって政策を形成していくか、つくっていくかということ、やっぱり真剣に考える。この法律をつくられたのは平成26年ですよ。実を言うと3年たっているんですよ。そういうところが非常に心配というか、問題だなと。

さっき話が途中で終わったんですけど、うきは市のもう一つの所得の水準について、例えば、うきは市の人口1人当たりの所得というのは幾らですかね。市長わかりますか。ときどきおっしゃっていると思いますので、頭に入っていると思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 若干上がってきておりまして、今、1人平均230万円。それでも福岡県下28市のうちお尻から4番目。でも、徐々に上がっているのは事実であります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） おっしゃるとおり、県のデータで230万円。これが、じゃ、等価可処分所得として幾らだと思いますか。計算したことはありますか。すると、もちろん等価可処分所得ですから、家族構成によって全然違ってくるわけですけども、2人だと182万円、3人だと149万円になるんですね。さっき貧困ラインが122万円、きわめて近いんです。だから、実を言うと貧困家庭は1.6人ですね。うきは市全体の子どもがいる世帯は1.8なんですね、さっき言ったようにね。貧困の世帯というのは、1.6に下がるんですね。それだけ子どもにかかるお金を出せていないというのが実態だと思うんです。

いずれにしても、そういう点から改めてこの計画というか計画を補足する、さっき32年までの見直しまで待てと言って、今何年ですか、3年も先。さっき僕が言いました、子どもの成長は早いんです。ゼロ歳児が3歳児になって、3歳児が小学校に上がるんです。だから、言ったように自治体の本気度がこれでわかるんです。そういうふうに分ったらあんまりかもしれませんが。何でそういうふうに分っているかと、市長わかるよね。子どもの問題というのは、子どもの人権を守るということだけではなくて、日本の社会の将来、未来を託せる、そして、その人材を生み出すことにほかならないんですね。地方創生の中でも、アンケートをぜひ福祉事務所長にはそれも見てほしいと思いますけれども、アンケートにも書かれています、回答をされています。どう

いった方がどういう要望をしているかというのは、そこをきちんと見てほしいと思います。

当然、家族制度ですから、その中で育まれて、その家族そのものを尊重しなければならない。さっき家庭へのアプローチという問題、課題があるんですけども、だけれども、今、親の世代が貧困だということなんです。連鎖はもう起きていますよということなんです。親の世代が貧困で苦しんでいる、そのような社会構造になってしまっているということなんです、今。さっき、福岡県の非正規雇用率は40%を超えていますと。全国でも40%を超えているところは北海道とか幾つかありますけれども、ちなみに、北陸3県なんかは三十二、三%ですね。そういう違いがやっぱりあるんだと。そういう意味で、この歴代の政府がずっと進めてきた政策の中の陥った点ではあると思うんですね。

母親の心身のストレスというのがたまってきて、今、発達障害というのが非常に多く見受けられますし、子どもたち自身が、自己肯定感の低下を招いている。そして、育児放棄もある。そういう意味で、社会的な損失が大きいということなんです。このこういう意味での本気度が試されているということなんです。そういう意味で1つ提案なのは横断的な、医療費もあるし、ゼロ歳児からですので、保健課もあるだろうし、当然、子育て支援係のところもある。幾つかの部課にまたがっていくので、ぜひ、専任体制をとってほしいという思いもしているんですね。対策というのは幾つにもまたがるし、しかも、今言ったようにきちんとしたデータが作り切れしていない。ましてや社会福祉協議会との関係もあります。そのことも捉えて、ちゃんと次にきちんと残していく、そういう仕組みが必要だというふうに私は思っています。専任の担当をぜひ考えていただきたいと思うんですけど、市長どうですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 確かに、今回の調査については、本来ですと定量的な調査、そして、定性的な調査とあわせて、しっかりやって現状と課題をしっかり整理するのが筋だとは思いますが。

そういう中で、いろいろ検討した結果、うきは市内における目の前の危機というか、目の前の実態をまず知ろうということで、今回、定性オンリーの調査になって、それを受けて先ほどから答弁させていただきますように、つなぐ、つなぎ、ここを非常に重要視した対応をしていこうということになりました。

私はもともと、社会にいる人々、いわゆる子どもとか高齢者との、その一つ一つの単位ではなくて、やはりライフステージにおいて、例えば具体的には、お母さんのおなかの中にいる胎児期、あるいは乳児期、あるいは幼児期、学童期、思春期、青年期、壮年期、老年期と、ずっとライフステージに合って一生を見るという視点で、このつながり、変わりながらつながっていくという観点から全ての横軸を入れて施策を打っていきたいということを常に思っておりました。そのあられとして、小さなことなんですけど、学校教育課を西別館にというのも、そういう思いから、

ぜひ移したいということでもあります。まさに縦割りで人を見るのではなくて、人の一生を行政組織が横軸としてずっとつないで見ていくような、そういう施策に力を入れてやっていきたいと、このように思っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） それで、ちょっと指摘だけしておきます。

このネットワーク計画の57ページに図があると書いてあって、ここには、妊婦期から保育園、こども園のところまでは、福祉事務所だけになっているんです。というのは、理解されていないということです。だから、政策をつくり切っていないということなんです。そのことをきちんと指摘しておきます。

だから、そういう意味でも、さっき言った専任体制というか、保育の支援担当が片手間で、確かに相談支援員を2人抱えてやっているのが実態です。それでも、先生方からは、保護者へのアプローチの仕方について悩んでいるんですよ。実際にこのところにも出てくるように、何かあったときに相談しているのは、園長と担当だけなんです。あと福祉事務所に相談しに行く。だけど、小学校、中学校というのはいろんな人がいますから、そこに行くんですよ。みんなが連携してやっていけるんです。でも、園は個別になっている、実態はね。それが見えるんですよ。

そこで、要望なんですけれども、一遍に話が飛んじゃって、私がどこまで言っているかよくわかっていないんですけど、順番が逆になるかもしれないですけど、5番目、6番目のところを今話しておりますけれども、今回の調査で改めて見えたもの、私なりにちょっと感じております。

要は、保護者の家庭事情にかかわらなければ、貧困状況、または貧困生活、ネグレクトなどの虐待は減少しない、またはなくなるということを示しているんだろうと思うんです。市長は全部読んだというふうに言っておるので、それでわかると思います。貧困と虐待は表裏の一体なんですね、表裏の一体関係。貧困問題は、根底の問題だというふうに思うんです。さっき言ったように、朝食をとらず、風呂にも入らず、着がえもされていないという子どもがいた、着がえさせてやったというのもあそこを書いてあったとおりです。

就学前の子どもたちや保護者の一部は、それはそれで見えます。じゃ、就学していない子どもは何人いるんですか。通わない子どもがいるはずですよ。その人たちの状況はどうつかむんですか。まだまだ見えていないんです。そういう意味では、人生初めの出発点、連鎖の起きないようにするには、優先的に就学前までの対策を講ずること。ここの計画の一番後ろに、イメージ図がありましたね。これは、何をあらわしているかというのは市長も御存知だと思いますけど、要は、この就学前までのところが対策としてエアポケットになっているということなんです。改めて、保護者の養育や就労に関する支援を行いながら、優先的に経済支援をするよう求めたいというふうに思います、今やっていることも含めて。

先ほど、入園に関するお言葉もありました。だけれども、あるところでは出産に係る祝い金を支給しているところもあります。入園、入所準備金、今、一時保育料金は、うきは300円とか400円とかとなっていると思いますけど、100円のところがあるんです。

それから、さっき言ったように専門相談員の配置は、待ちの姿勢じゃなくて攻めの姿勢、積極的に出ていく、このスタンスが必要だと。

それから、前からも言いましたけれども、市内での病児保育の施設をどうするか。

それから、保育料、幼稚園利用者の負担の軽減について言えば、他市とどうなのかということを見てください。大刀洗町の事例、あそこは子どもが結構多い地域でもあります。うきは市民が転出先のベストファイブの中の一つです。そこは、手厚いです。ぜひ、見てください。

そういったものを検討しなきゃならないんです。というふうに私は思っています。

それから、子ども医療費について言うと、就学前に何で月600円か。確かに県の制度だからそのとおりなんでしょうけれども、大刀洗町は、それはないです。それだけ子どもの施策ということを考えているということです。そういった制度を求めたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほども答弁させていただいたように、うきは市は議会とのいろいろな議論の中で、あるいは地方創生の観点で、これまで、例えば保育料の減免についても、大川市は極端に低いところがありますが、ほか近隣と比較しても、本当にうきは市は軽減措置を講じているのではないかというのが1点。

それから、子ども医療制度についても、昨年10月から県のほうが改正しましたが、県の基準よりも、今なお3点、より先行的に進んでいるという実態もある。あるいは、任意予防接種補助金制度について県下を見ても、うきは市はかなり進んだ取り扱いをやっております。それで十分とは思ってはおりません。実は今度の年度初めに、所管課長もかわるということもあって、組織横断的に、子ども貧困対策じゃなくてもっと大きなくりで、就学前の子ども支援対策ということで、何回も何回も職員間で勉強会をやりました。まさに横軸を入れてやりました。そんな中で、いろんなアイデアも出てきているんですけども、そういうこともまさに横軸を入れながら、しっかりした子ども支援対策、ひいては子どもの貧困対策につながるようなそういう支援というのはずっと考えていきたいと、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 今、市長がおっしゃったように、県の中でも、うきは市は頑張っているほうだというふうに述べられました。まだまだです。さっき言ったように、うきは市は、子どもを持つ世帯が転出超過になっているわけですよ、現実には。だから、子どもたちが住みやす

い環境をどうつくるか。そして、実を言うと就学援助もそうなんですけれども、250人ぐらいですか。ことしはまたそれも申請は少なかったというふうに聞いています。そういう意味では、宣伝不足というのは変な言い方だけど、まだまだ補助を受けることに対する抵抗感というのがある。さっきひとり親世帯の全国調査の中でも、受けていない人が女性で25%、これは、なぜ受けないかといったら、知らないということもあるけれども、そういうことを受けたくないというもあるでしょう。でも、受けたらわかると、そういう今の情報網というか、そういうことも心配されている方は結構多いだろうと思う。そういう意味でも、今やっている制度が、例えば就学援助は学校に届けなきゃいけないわけじゃないですか。あるところは直接、新入学の児童のところにもぼんぼん郵送するわけですよ。直接返ってきたやつをそれでやるわけですよ。そういうやり方だってあるわけじゃないですか。10%ぐらいのところというのは、そんなにないですよ。低いところは広川町だとか何かあっちのほうがたしか低い状態だと思いますけど、久留米市は22%ぐらいありますし、県全体では大体20%ぐらいですので、それだけ、じゃ、みんな豊かとか。さっき230万円の話をしましたけれども、そうじゃないんです、実態は。そういったところは、やっぱりどう気づいて、大人が施策を講じていくかということ、子どもにそれをやれというわけにならないじゃないですか。

それで、親たちは、さっき言ったようにアプローチ、特に、小さい子ども、ゼロ歳児から3歳児、あるいは入園したところのあたりまできちんと、親がどう養育しているのかという実態も含めて、定期的に訪問したりなんかもすることも必要な時代なんですということを理解していただきたいと思っています。

最後に、横軸の話を改めてお願いしたいということ、やはり親の収入が低いほど乳幼児期の子どもの食生活や医療に対して困難な状態に陥る。要するに、虫歯の問題だとか、ああいうのもちょっと数字を調べてみたんですけれども、小さい子どもほど、歯科医にかかるアベレージというのは少ない。大きくなれば少しふえてくる、小学校、中学校と高まっていくという傾向があるんですね。父子のひとり親の医療補助をしている方のアベレージで見ると、そういう状態でした。そういったのもきちんと捉えて、子どもたちの口腔、高齢者の口腔ケアの問題も大事なんですけど、子どもたちの口腔ケアという問題も含めて、やっぱり考えていただきたいなというふうに思います。

そういう意味では、子どもの貧困対策は急ぎます。私はそう思っています。さっきも言いましたように、子どもの成長が早いということ。市長には、改めて財政的措置を確実に検討すること。今回、今年度予算でこのネットワーク形成のための予算が1,100万円出しました、ぼんと。それは子どもたちに直接行くのかどうかということの効果も含めてですけれども、さっき本当は、これもそういう意味では、それはしかも、ふるさと基金を使って運営していくという

計画なわけですよ。そういうことも含めて、本当はこれも目標値を設定すべき問題ではないかなというふうに私は思う。市の事業全体もそうですけれども、きちんと目標値を設定することが大事だというふうに思います。そういうことも含めて、財政措置を確実に検討して実行して行ってほしいというふうに思います。

去年の2月に西日本新聞に掲載された中身で、これは長崎のアンケートの結果ですけど、これも731人に対して420人ですから、これは57%ぐらいだったと思いますけど、朝食や夕食に果物を食べない——低所得者層というのは300万円以下、中所得者は300万円から500万円、500万円以上が高所得者と分類した場合に、低所得者は、食べないというのが17.3%、中所得者は14.2%、高所得者は7.4%、当然、食生活も変わりますね。この全国の母子世帯アンケートのところでも、困っていることや悩みというのはあります。母子家庭で一番心配しているのは、子どもの体、健康を気にしている。だけれども、子どもにかかる医療費ってそんなに安くはない。頻度もあるだろうということです。そういったところを気にしながらきちんと政策を打っていくということを市長に申し述べて私の質問を終わって、あと個別問題はまた上げさせてもらって、今回は貧困対策についてぜひ御理解と、改めて決意を固めていただきたいというふうに思います。市長のほうから何かございますか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員さんが御指摘されているとおり、子ども貧困対策は、社会課題だけではなくて、経済的課題だと思います。このまま放置して負の連鎖を続けますと、将来、我が国のGDPがこのくらい落ちるというデータも見させていただきました。そういう面で大きな課題だと認識しておりますので、子ども貧困対策、大きくは就学前の子ども支援対策とあわせて、しっかり対応していきたいと、このように思います。

それから、私も非常に人口動態が気になっているところで、毎月毎月、住民基本台帳ベースで月ベースの移動がわかってくるんですが、先月、5月は本当にうれしかったんですが、社会増、自然増、ダブル増で人口がプラスになっています。多分二、三年ぶりではないかなと、このように思っているところなんですが、そういうケース、データを頭に入れながら、施策に反映できるようなそういう取り組みをしっかりとやっていきたいと、このように思います。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） それでは、そういうことでぜひ子ども貧困対策、このネットワーク形成事業だけにとどまらず、個別課題も含めて、施策を検証していただきたいというふうに、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） これで1番、岩淵和明議員の質問を終わります。

以上で一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩とします。再開は14時40分より再開します。

午後2時26分休憩

午後2時40分再開

○議長（榎川 正男君） 再開します。

日程第2. 議案質疑

○議長（榎川 正男君） 日程第2、議案質疑を行います。

議案第50号うきは市農業委員会の委員等の定数等を定める条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読は省略します。

説明を求めます。農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（松尾 正和君） 議案書の4ページをお開き願います。

議案第50号うきは市農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成29年6月9日。うきは市長高木典雄。

今回、うきは市の農業委員会の委員等の定数を定める条例案につきまして、5ページ、6ページにかけまして記載をしております。この案件につきましては、さきの全員協議会において御説明させていただきましたとおり、平成27年農業委員会等に関する法律の改正によりまして、農業委員会の主たる任務をこれまでの農地法による審議、紛争の調定等の業務のほか、担い手への農地等の集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化を積極的に推進していくことが示されております。

この推進に当たりまして、これまでの農業委員に加え、農地利用最適化推進委員の新設を定められました。これを踏まえ、今回、農業委員の定数を定めるものでございます。

また、委員、推進委員の報酬財源としまして、国が法改正により制度化されました最適化交付金を活用したいというふうに考えております。

この最適化交付金は、実施計画に沿って活動した実績により交付されます活動払いと、農地利用集積や遊休農地の解消等の成果実績により交付されます成果払いから構成をされております。特に成果払いによる交付金は、成果の実績により交付額が異なってまいります。

今回の報酬条例案につきましては、予算の範囲内において市長が定める額を能率にかかる報酬として加算するというので、この部分について規定をしているところでございます。

なお、新設します農地利用最適化推進委員の報酬につきましては、総会や分科会への出席を必

須としておりません。したがって、委員報酬よりその出席となる3,000円程度を引き下げ、月額2万2,000円ということで提案させていただいております。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を終わります。質疑はありませんか。5番佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 今、6ページの「能率にかかる報酬として」ということでございますが、これは成果によってから決めるというけど、この成果がどういうふうな基準なのかが1点目。

2点目ですが、これは農業委員会法の改正ポイントかな、いただいた分で農地利用最適化推進委員と農業委員との位置づけがどうなっているのか。

それと、委員数ですが、農業委員は16人、農地利用最適化推進委員は21人ですが、あくまでも農地利用最適化が面積で人数を決めるのか。そうすると片一方の農業委員は農業者が加わって決めるのか。

以上3点。

○議長（榎川 正男君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（松尾 正和君） 成果払いの基準につきましては、これまでも目標に対する成果ということで、これは制度改正前からしておりますけれども、その目標設定に対しまして、例えば、100%の目標に対して40%が実績としてある場合は、能率給として10%を加算する、そういったぐあい、その達成度によって率がありますので、100に対して100でも70%というふうなことで、それぞれ定められておりますので、その基準に従って交付をするようになります。

それから、農業委員と最適化推進委員の業務の関係ですけれども、農業委員は、これまでも利用に加え、今までも農地の利用の集約化とか、それから、遊休農地の解消にも取り組んでいただいております。したがって、最適化推進よりも業務は多いわけですけれども、そういう中で、委員としては、できるだけ地域の意見を反映できるような形での定数というふうな形で考えております。

また、利用最適化推進につきましては、それぞれ校区内の耕作面積の状況が違いますので、やっぱり広いところについては、多少多目に最適化推進を選任をしながら、小まめに対応が図られるようにしていったほうがいいのかというふうなことで考えております。

以上です。

○議長（榎川 正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第51号うきは市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 議案書の7ページをお開きいただきたいと思います。

議案第51号うきは市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成29年6月9日。うきは市長高木典雄。

議案書の朗読は省略いたします。

お手元の条例の新旧対照表11ページをお開きいただきたいと思います。

11ページ、うきは市子ども医療費の支給に関する条例、新旧対照表でございます。

第3条の第2項及び第3項を削除するものでございますが、この第2項、第3項につきましては、児童手当法施行令第1条、第2条及び第3条につきまして、所得制限の条項であります。子育て世帯の定住促進、少子化、子ども支援の観点から、近隣市町村の自治体の状況を踏まえ、所得制限を廃止し、本年10月1日から子ども医療証を全ての該当者に交付するものでございます。

予定しております対象児童につきましては、平成28年度の実績から鑑み、30名程度というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（榑川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 改正の趣旨は理解をいたしました。これはもう近隣との状況等も勘案しながらということで、独自の緩和措置ということで、先ほど岩淵議員の一般質問の中でも市長のほうから答弁があった内容でもございます。

それで、いいことですがけれども、一応削除になる第2項の関係で、いわゆる児童手当法施行令第1条、第2条というのの説明ございました。ちょっとこの施行令をのぞいてみますと、所得の数字がネット上で、ちょっと深くは確認してないんですけど、出てくる数字が622万円、プラス1人38万円、扶養の場合ですね。そういう数字が出てきますけれども、かなり極端に所得制限を完全になくすということですがけれども、貧困の話もやりとりがありまして、実態がかなり見えました。そういう中で富裕的な方も含めて、一切所得制限をなくすということだと思んですが、そういうことなのかどうかを、その金額を私が見たのが正しいのかどうか含めて御答弁をいただきたいというふうに思います。

そうした上で、29年度の当初予算書を開いてみますと、民生費3款2項3目の子ども医療対策費、現行、扶助費で8,205万6,000円の当初予算の予算計上がございます。10月1日から施行になりますけれども、30人ということですが、これは9月なりの補正予算に上がってくるんじゃないかと思うんですけども、どのくらいの費用を見込んでいらっしゃるのか、まずお尋ねをさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（櫛川 正男君） 市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 1点目の御質問の点でございますが、所得制限の範囲と、第2条は、所得額662万円に扶養関係の加算の条項でございます。第2条につきましては、所得の範囲、非課税所得を除くという条項でございます。第3条につきましては、算出の方法についての記載がございますが、御指摘のとおり、所得額、扶養なしの場合は622万円が最低の限度額の制限がございました。これを外すものでございます。

所得制限につきましては、3月議会に岩淵議員と熊懐議員から子育てについての一般質問がございましたが、そのときにお答えしておりました。現在、所得制限を設けている県内の市町村、県内60市町村のうち、うきは市を含めて6市町村、うきは市、糸島市、春日市、岡垣町、香春町、赤村というところが現在設けておりますが、他の自治体54市町村につきましては、所得制限を廃止しておる現状でございます。

これにつきましては、やはり定住促進という考え方と、それから少子化、子育て支援という観点から、所得のありなしにかかわらず、少子化対策を進めるという判断でございます。

続きまして、2点目の費用の算出でございますが、歳出につきましては、各月がおおよそ月額600万円程度の支払いが子ども医療費に現在支出しております。対象人数が約3,000名、2,922名から前後しておりますが、月額平均医療費から計算をいたしますと、大体平均で年間で2万5,000円ぐらいの平均医療費になっております。

年間でいたしますと、2万4,726円の30名程度ですから80万円弱。ただ、これは10月1日施行で、本年度支払いが来年の1月分までの4カ月になりますので、その分の3分の1と。現状、昨年の医療費の改正を行いました後の数字を見ておりますと、予定しておりました額よりも、毎月大体20万円程度低い推移で今、医療費の支払いが経過しております。それだけ子どもさんが病気をされていないということで喜ばしいことなんですけれども、その分でこの分の費用については十分賄えると現行では予想しておりますので、現時点では補正しなくて済むのではなかろうかと考えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） はい、理解しました。

この改正理由を他の全体的な子ども子育ての視点から見た場合に、ほかのこの所得制限があるやないや、詳しいことはわかりませんが、ほかの関連で何かございませんか。総合的にお答えをいただける方に答弁願います。

○議長（櫛川 正男君） 市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 総合的ということで、ちょっと私のほうがお答えする部分は限られるんですけども、私のほうから子ども医療のほかにひとり親医療、それから、重度障害者医療がございます。これについては、所得制限を設けております。

この考え方につきましては、経済的な負担の部分に対する軽減という考え方で今現在は所得制限を設けております。

この本件の子ども医療につきましては、先ほど申しましたように定住促進と、それから子育て少子化対策ということで、親の所得に関係なく、少子化対策を行うという観点から実施しております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第53号うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 議案書11ページをお願いいたします。

議案第53号うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定について。

議案の朗読は省略させていただきます。

次ページのほうにうきは市立公園条例の一部を改正する条例並びに新旧対照表13ページのほうに掲載しております。

今回、うきは市立公園条例の一部を改正する内容でございますが、別表第2を掲載しております。

なお、新旧対照表では13ページに記載をしております。

上段ですが、商行為その他これに類するものについて、期間を「1日につき」を「1日」とし、この「につき」を削除いたします。

それから、「展示会、集会その他これらに類する催し」を「展示会、集会その他これに類する催し」に改正し、期間の「1時間以内」を「1時間」に見直しを行うものでございます。

以上は、文言の整理をさせていただくものでございます。

次に、新規で「ホテルの里広場」の利用料金を追加するものでございます。

内訳は、小塩ホテルの里広場でのキャンプ、バーベキュー等の利用者に対し、利用料金として1泊2日及び日帰りでの利用者に対し、一般の方で200円、小学生以上高校生以下の方に100円を徴収するものでございます。なお、小学生未満の児童については、無料といたします。

このホテルの里広場につきましては、昨年6月より小塩自治協議会と指定管理業務委託の協定を結び、管理をお願いしておりますところでございます。

小塩地区におきましては、以前より自然環境や地域資源を生かしたホテル祭り、あるいは冬ホテル、真美野運動場での秋祭り等、さまざまな取り組みが行われてきている中、平成24年の災害により、蛍がほとんど飛ばないという状況になり、なおかつ復旧工事も3カ年を超える年数が費やされたところでございます。

このような状況の中、地元自治協が中心となり、平成26年9月から蛍を復活させるべき、小塩ホテル復活プロジェクトの取り組みが行われてきたところでございます。

平成26年12月より、山村地域振興基金によります小塩ホテルの里広場内に小川、あるいは池の整備を行うとともに、キャンプ場の整備に着手し、翌年、平成27年3月に完成、同年の6月にキャンプ場のオープンをしたところでございます。

また、平成27年12月には、全国500カ所の重要里地・里山の選定がなされ、福岡県では、3カ所の選定がなされたところでございます。その中の1つに小塩地区のホテルの里が選ばれたところでございます。

このように小塩自治協議会では活発な活動が行われており、最近では営農組合とも協力し、かけ干し米、シイタケ狩り、そば打ち体験等の取り組みを行い、耕作放棄地の対策、あるいは高齢化による農地の借り受けを行うとともに、農産物の新規販路拡大にも取り組んでおるところでございます。

このような取り組みの中、平成28年では、小塩ホテルの里広場の利用者は720人に達したところでございます。また、蛍の再生につきましては、地元自治協議会、あるいは小学校等が連携をしながら、カワニナの放流、幼虫の人工飼育や人工ふ化に取り組み、ことしはかなり戻ってきているという話を聞いております。

現在、指定管理料として50万5,000円の支払いを行っておるところでございますが、内訳といたしましては、電気料、浄化槽清掃費、トイレ清掃、消耗品、あるいは公園清掃費という内容での指定管理料を支払っております。

最近、キャンプ場の利用者の声等を聞きますと、公園内の清掃、あるいは草刈り、河川内清掃と、小まめな管理をする必要があり、この利用料を徴収することによりまして、この維持費を賄うために今回の利用料金の改正をお願いするものでございます。

昨年の利用者の実績に見合う使用料の算定をいたしますと、約7万円程度の利用料金が見込めるというところがございます。この利用料金につきましては、シーズン中の公園内の管理作業等々の人件費等に充てたい。あるいは蛍の再生に伴います管理費といえますか、資材等の費用に充てたいというところで、今回の利用料金の改正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 条例の改正ですけど、利用料が今度から発生するというところがございますが、指定管理者の小塩地区の自治協ですか、ここの単価の調整、納得いく調整できちっと決めた単価かどうかをお聞きしたいと思います。それが1つですね。年間7万円ぐらい入るだろうという予測は立ててあると思いますけど、それで大丈夫かということですね。で、単価の件を1つ聞きます。

もう一つは、あそこはキャンピングカーの利用はできるかどうか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

この2点です。

○議長（榎川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） この単価の設定でございます。この利用料金の徴収につきましては、小塩の自治協議会のほうからのお話ございました。その折に、やはり27年にキャンプ場の整備がなされまして、利用者が結構多いと。それと自然的なロケーション、今の時期ですと、蛍が飛ぶ。それから、夏になりますと、川に魚がいるというところで結構都会のほうからもお客さんがいるというところございました。しかし、それなりの公園の管理も当然必要になってくるわけでございます。そうした中に、やはり指定管理で払います清掃委託料プラスアルファのこのシーズン中の管理が、ある程度の人を雇ってお金がかかるというところで試算をしまして、大体7万円程度ということで、地元自治協のほうで逆算いたしまして、200円と100円の利用料金を取ることにしまして、そのシーズン中の維持管理費が賄えるというところで、単価につきましては、地元自治協のほうと精査をいたしまして、協議した上での単価設定となっております。

それから、この広場につきましては、約3,000平米でございます。駐車場も別にございますが、公園内の駐車場もございます。私が5月に行ったときには、たまたま福岡のほうからキャンプのお客さんが見えておまして、1週間ほどここに回っておりますということでございましたが、シーズンオフですと、そのトイレ付近のところの駐車場を利用して、その後ろにキャンプのテントを張るといった形で、お客さんが少なければオートキャンプといえますか、車をと

めてもできると。ただ、広場的には約3,000平米でございまして、テントでいきますと、約11張りというところで、利用状況によりましては、オートキャンプと申しますか、車をとめてテントも張りますけれども、やはり申し込みが多いときにはテントだけでお願いをしているというふうなことも聞いております。

オートキャンプができないかという、できる場合もございましてけれども、そこはある程度利用者の人数によりまして自治協のほうである程度調整をしているというふうなことをお聞きしておるところでございます。

○議長（榎川 正男君） 14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 単価が地元と自治協と調整できているということならばいいですけど、一度決めれば、なかなかすぐに値上げできたり、値下げしたりということはできんから、その辺調整できておればいいと思います。

それとキャンピングカーの件ですけど、キャンピングカーで行く人は、テントを張って済まないからキャンピングカーをよく利用するんですけど、通常、各地で利用は大体1台6,000円から8,000円とかいうのを聞いていますから、キャンピングカーの単価はここに書いてないから、キャンピングカーの利用者は1台につき幾らとか、何かそういうのを決めた方がいいのかなという気がしましたからお聞きしたところです。今のところ、支障がなければいいですけど、そういうことも検討の余地があったのかなという気がしましたから御提案したいと思います。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） キャンピングカーでございます。私もちょっと勘違いでございましたけれども、キャンピングカーですと、かなり車も大きくなると思います。現在、トイレのところの駐車場につきましては、搬入路もそこそこの幅員でございまして、大型のキャンピングカーというのは、ちょっと入り込みが難しいのかな。逆にそういった大型のキャンピングカーにつきましては、駐車場等を利用して、そちらのほうで利用をしていただくと。

それともう1点、オートキャンプ場というふうに聞きますと、近隣のキャンプ場ですと、もうきちんとした区画割をして、スペースが限られておりますけれども、今回、この小塩自治協におきましては、そういった区画割をいたしますと、やはりお客さんの数が限定されてしまうということで、基本この小塩のホタルの里につきましては、テント張りでのキャンプがメインということを知っておりますので、そのあたり、大型のキャンピングカーになってきますと、地元のほうにも調整をしながら、場所の選定等はされるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（榎川 正男君） ほかにありませんか。5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 12ページの別表第2の中で、行為の種類ということで、利用されるものの種類だろうと思えますけど、特にこの点、こういう人にはこういう団体、こういうのには貸さないと、そういうふうな規定があるものか、ないものか。

○議長（榎川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） うきは市立公園条例の第9条で利用の禁止等をうたっておるところでございます。「市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市立公園の利用を禁止し、若しくは制限し、又は第7条第2項の許可を取り消すことができる。」というところございまして、団体等については指定はございませんけれども、その利用上によりまして、「市立公園の損壊その他の理由により、公衆の利用に危険であると認められるとき。」あるいは、「公の行事、市立公園に関する工事その他これらに類する事由により市において利用を停止する必要があるとき。」等というところございまして、こちらのほうで利用の禁止等を条例のほうでうたっておるところでございます。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第49号平成29年度うきは市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

予算案の質疑については、歳出のほうから項ごとに担当課長より重点事項を説明していただき、質疑に入りたいと思います。

まず、予算書について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） それでは、平成29年度補正予算書の1ページをお開き願います。

議案第49号平成29年度うきは市一般会計補正予算（第1号）。

平成29年度うきは市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,379万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161億4,931万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。第2条地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成29年6月9日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、6ページをお開き願います。

「第2表 債務負担行為」でございます。次の2件を計上しております。

1件目は、地域包括支援センター業務委託料でございます。平成30年度より、地域包括支援センターの業務委託を予定しております。今年度中に業者選定を行い、3カ年の契約締結を行うため、平成29年度から32年度までの期間で債務負担行為を計上するものでございます。

次に、総合体育館指定管理料でございます。今年度末で指定期間が満了となりますので、新たに平成30年度から5カ年間の指定管理を行う予定です。そのため本年度中の業者の選定、契約を行ってまいりますので、平成29年度から34年度までの期間で債務負担行為を計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、2款1項総務管理費の説明を求めます。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 補正予算書14ページをお開きください。

2款1項14目地域コミュニティ推進費、19節負担金補助及び交付金でございます。500万円の増額補正です。一般財団法人自治総合センターが行う宝くじの社会貢献広報事業に御幸自治協議会と千年自治協議会から申請をしておりましたが、2件とも補助上限額250万円が認められましたので、補助金を交付するために予算化するものでございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで2款1項の質疑を終わります。

次に、2款6項監査委員費の説明を求めます。監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（樋口 秀吉君） 補正予算書の15ページでございます。

監査委員費は、正規職員の配置に伴い減額補正をするものでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで2款6項の質疑を終わります。

次に、3款1項社会福祉費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 16ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費1,200万円の増額補正でございます。9節旅費6万円、13

節委託料1, 194万円、これは我が事・丸ごとの地域づくり推進事業委託料でございます。旅費につきましては、市職員の研修等にかかる旅費でございます。事業内容につきましては、国の通知によりまして、住民に身近な地域の単位で住民が主体的に地域課題を把握して、解決を試みる体制づくりを支援する目的で、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の中に我が事・丸ごとの地域づくり推進事業というメニューが新たに設けられたことによるものであります。

6月補正の理由といたしまして、国の通知が平成29年2月10日になされたため、当初予算編成に間に合わなかったものであります。

国庫補助率4分の3です。事業の目的としまして、地域のつながりが弱まり、家族の機能さえも低下してきた今、高齢者とひきこもりなどの複数の分野にまたがります問題を抱える住民がふえてきております。住民同士のつながりや、支え合いの意識を芽生えさせ高めていくことにより、地域共生社会の実現を図ることを目的としまして事業を実施するものであります。

具体的事業内容といたしましては、2つの事業をうきは市社会福祉協議会に委託いたしまして実施いたします。

まず1点目、福祉会の設置です。こちらは基本的に行政区ごとに設置を目標としております。地域の福祉課題を我がことと捉えまして、解決に取り組むための組織として福祉会の設置を推進いたします。

福祉会が各行政区の実情に応じて福祉活動を実施できるよう支援を行います。現在40の行政区により、30の福祉会が設置されております。今年度につきましては、江南校区と大石校区を中心に事業を実施する予定でございます。

なお、既に設置されている福祉会につきましては、活動が活発に行われますよう支援を行うものです。

2点目、小座談会の開催です。地域の福祉課題の情報共有や地域づくりの意識づけを目的としまして、行政区ごとに開催いたします。

社会福祉協議会職員は会の運営、講師派遣等の支援を行います。

前項の活動の中で把握いたしました課題につきましては、住民とうきは市及び関係機関などと連携いたしまして解決を図るものです。

それから、なぜ社協へ委託するのかということでございますが、社会福祉協議会は平成12年から福祉会の設置を推進しております。そのため当事業の実績がございます。

また、地域から上がってまいりました課題の解決を図りますには、日ごろから福祉事務所や包括支援センター及び医療機関等と連携している社会福祉協議会職員のノウハウが必要不可欠であるからであります。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 何点かというよりも、基本的なことをお伺いしたいと思います。

今、梶原所長のほうから説明が、我が事丸ごと地域づくりについて、これはネットで拾い出した事業の概要、それから、今包括的な説明がありましたけれども、推進事業の実施要領を読ませていただきました。それで、この事業そのものは非常に現況としても、地域の皆さんがほとんど共有している現実ですよ。だから、当然やらないかん事業でもあります。それで、補助率も4分の3ということで1、200万円の事業をやるんですけど、気になるのが、社協になぜしたかという説明は今先ほどいただきました。実績があり、平成12年度からいろんなノウハウがあるということですが、この種の事業が国のほうからどんどん出てくるんですよ。そして、説明はごもっともですけど、実際、その社協、社協というのがいつも気になっているのは私だけじゃないと思います。このあたりのこの事業の、これは28年度からスタートしているんですよ。中間報告で、ことしは20億円の予算を確保して全国100自治体でやると。それにうきは市が手を挙げていることは、それは大いに結構なことだと思います。ただ、繰り返しますが、気になるのは、どうしても社協、社協ということですけども、この目指すところは自治協議会とか民生委員とか、身近な関係の方々全体が関係機関が全部連携してやらん限りは、どうも気になるのが、また社協に行ったら何をやっているのかというのがよく見えないままに——これは単年度事業でできるわけじゃありません。長い時間をかけてつくっていくコミュニティ事業の一つですね。ですから、よほどこのあたりを本気を出してやらないと、また社協に、言葉は悪いけど丸投げという言葉がぼんぼん聞こえてくるとですよ、役員の皆さんからも。だから、福祉事務所はこういう事業やったら都合がいいですたいね、社協にやればノウハウはある、利用は立派にできますけど。だから、やるならやったでこの実績がどういうふうに評価されているかというのは、決算の評価表で1年後に——今やろうとするなら2年後に決算表が出てきますけど、御立派な作文はしてあるけど、実際どういう成果があるかということについては、これはなかなか見えにくい現実なんですよ。だから、所長が頭になって、いかにこれ本気になって事をなすかということがしっかり問われる事業だと思います。そして、なかなか成果が見えない、教育と一緒にですよ。

そういうことですから、これは文教委員会のほうに付託されるし、しっかり議論されると思いますが、今後この補助が、4分の3がいつまで続いていくのか。またいつか、見守り事業みたいに10分の10でとったけれども、なかなかこの一般財源を後は出していつこの事業を展開していくということになるのかどうか、不安もあります。その辺でまず一つお聞きしたいのは、この4分の3の財源、ありがたいんですけども、これは永続するものかどうか、まずお答

えください。

○議長（榎川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） この補助事業に関しましてですけれども、今言われていますのは、事業終了までということ、具体的補助があるかというのはまだ明確にされておりません。

○議長（榎川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ならば、所長、その事業終了というのは、これは単年度でしょう。6月補正で通知があって、手を挙げて全国10自治体程度というふうにはっきり書いていますからですね。結局、事業が終わるといのはどういう時点が終わるんですか。これは今後、長く国を挙げて取り組まないかん事業ですよ。この事業というのは、相談支援体制の整備ができれば、最初に申し上げた——2つおっしゃってましたね。1つ目が福祉会の設置、これが153区全部できるということ。そうすると、座談会を153カ所やる、これをもって今年度の事業、社協に委託する1,200万円の事業は、これを簡潔にやるということをもって事業終了ということですか。どうぞ、お答えください。

○議長（榎川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） この事業につきましては、現在158行政区中、先ほど申し上げましたが約30の福祉会が設立されております。

補助金がいつまで続くのかというのがまだはっきりしておりませんが、この事業は、あくまで全ての行政区に設置するというのを目標としております。当然補助がなくなるということになれば、やはり財源については検討していかななくてはならないと思っております。

○議長（榎川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 3回目です。これで終わりますけれども、とにかくこれは補助が続こうが続くまいが、この制度があろうがなかろうがやらないかん事業ということが、この実施要領なりこの概要から読みとれます。ですから、その辺はしっかりやっていただいて、あとは付託されますから、文教のほうでしっかり御議論をいただいて、本気度をさらに高めて実現するようお願いしておきます。回答は要りません。

○議長（榎川 正男君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款1項の質疑を終わります。

次に、3款2項児童福祉費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 17ページをお願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費、183万3,000円の減額補正でございます。

産休代がえで臨時職員の雇用分を計上しておりましたが、高齢再任用職員の補充がありました

ので、減額するものでございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款2項の質疑を終わります。

次に、6款1項農業費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 補正予算書18ページをお開きください。

6款1項3目農業振興費、3,188万3,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、このたび、にじ農協が、うきはライスセンター内に機能向上施設として国の強い農業づくり交付金を活用し、大豆の調製施設を整備するものでございます。このことによりまして、調製処理能力の向上を図り、もって高品質大豆の生産、上位等級比率の向上を図るものでございます。

事業費は、税抜きで6,073万2,000円、うち交付金は3,188万3,000円で、内訳は国庫補助金2,884万7,000円、一般財源303万6,000円となっております。

現状としまして、既存施設は平成10年に整備をしております。処理能力は、時間当たり1トンで今処理をやっておりますけれども、近年、生産調整の推進等によりまして、大豆の作付面積も拡大し、荷受けも多くを求められているところでございます。そういう中で、処理能力が時間当たり2トン进行处理する施設へ機能向上を図るものでございます。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） まず一つは、まだ新年度が始まって2カ月しかたっていないんですけども、補正で出さなきゃいけなかった理由をお聞きしたいということと、現在の大豆の生産面積と収量トン数をお聞きしたい。

それから、処理能力は現在1トンのやつを2トンにするということではありますが、現時点では、1トンでも十分間に合っているんでしょう。集中して時期的に一緒になるものだから、それが非常に支障を来すからということで能力アップをするのか、そこら辺もお聞きしたいなというふうに思います。

それから、もう一つは、平成30年から減反が廃止されることになっておりますが、そうなりますと、米作のほうがまた少しずつふえる可能性もあると。本当に大豆の生産面積なり収量トン数が今の状態よりもふえる可能性があるかというのかどうか、そこら辺を聞きたい。

○議長（榎川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） まず、当初予算に計上ができなかったということの御質問でございます。

当初、JAにじのほうにおきましては、自己資金での導入を検討計画をされておりましたけれども、見込み事業費が増額したこと、また、JAにじ内の計画等も考慮されて、国庫事業を要望していくということで、本年2月に、県を通じましてこの要望をしていたところでございます。

そういう中で、今回の施設整備につきまして、4月5日付でこの事業の内示が来たものでございます。

また、補正での要求につきましては、本年作の大豆の収穫が大体11月ぐらいから始まります。JAにじとしましては、本年作の収穫分から対応していきたいというふうな意向もございまして、大変緊急ではございましたけれども、6月補正に計上させていただいたわけでございます。

それから、大豆の作付面積につきましては、平成28年度で160.2ヘクタール、収量としましては、214キロが平均反収ということで見ております。3年後の作付計画としまして、先ほど議員御指摘のとおり、米の生産調整が今年度で終了し、米の直接支払い交付金もなくなるわけですけれども、県の協議会、また、市の水田営農推進協議会におきましても、米の作付もありますけれども、戦略作物として、大豆の作付推進を図っていこうということで、3年後の目標数値として165ヘクタール、それから収量の増ということで、肥培管理講習会を通じまして、土づくりとか排水対策、雑草対策の管理作業の指導徹底を図りながら、反当収量として230キロを超える目標を立てているところでございます。

以上です。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで6款1項の質疑を終わります。

次に、9款1項消防費の説明を求めます。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 予算書19ページをお開きください。

9款1項4目災害対策費、19節負担金、補助及び交付金でございます。

40万円の増額補正です。2款の地域コミュニティ推進費と同様、財団法人自治総合センターが行います宝くじの社会貢献広報事業に申請をしておりました今竹区自主防災組織分の防災備品が認められましたので、補助金を交付するために予算化するものでございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 市民協働推進課の540万円が補助の、宝くじの分の40万円ですよね、これね。それで、今竹の自主防災組織に対して、具体的には何を補助するのかなど

思っ。これは多分、10分の10で全部返還ないと思うんですよね。

それと、先ほどちょっと聞きそびれましたけど、2款1項4目の、同じ担当だからお聞かせ願いたいのは、御幸と大石に250万円ずつの事業ですよね、助成金。この中身も、ついでに教えていただいでいいですか。よろしくお願ひします。

○議長（櫛川 正男君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） まず、9款の災害対策費の今竹区の方でございますが、主な備品といたしましては、発電機、チェーンソー、刈払機等々でございます。

それから、2款の分につきましては、御幸自治協議会、それから千年自治協議会が、それぞれ自治協議会分と、それから校区の各行政区の分の要望も取りまとめた形で申請をしております。結果として、御幸自治協議会のほうにつきましては御幸コミュニティセンター及び御幸校区内の各行政区からの要望。千年自治協議会については行政区のみの要望ということでございますが、主には、机、椅子、それから音響設備、その他小さな備品等も含めて要望が上がってきているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 2款12項も今の9款1項も一緒ですけど、宝くじの交付金をいただいたら、例のマークというんですか、ステッカーを全部張らなくちゃいけないんですね。だから、草刈り機にしてもチェーンソーにしても、多分、各行政区にある椅子、テーブル等々、備品も、1つずつ張らなくちゃいけませんから、これは徹底してやらないと、以前いただいたところまでチェックが入るといふことも聞いていますから、間違いなく履行するように、各行政区に渡すならば、自治会に責任持ってステッカーを張るように。どんな小さいのでも全部張るようになっていきますもんね、義務的に、御承知と申しますけど。それ徹底してやらないと、今後の宝くじの助成金に対して支障があるから、ぜひその辺も履行していただきたいと思ひます。お願ひです。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 御指摘のとおり、助成で購入する備品についてはシールを張ることになっております。それぞれ自治協議会のほうで一括して張るように考えておりますし、そういうふうな指導をしていきたいと思ひます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで9款1項の質疑を終わります。

次に、10款1項教育総務費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（榎藤 精二君） 20ページでございます。

10款1項4目ふくおか学力向上推進事業費、110万2,000円の増でございます。

事業の内訳は、県の補助金が45万円でございます。

事業の主なものは、印刷費が44万6,000円でございます。こちらのほうは、小・中学校の問題集等の印刷費等でございます。この事業は、うきは市においては平成26年度から28年度までの3年間の期間限定で、県の補助事業、ふくおか学力向上推進事業に取り組んできたところでございますが、県補助事業の終了に伴い、当初予算には計上しておりませんでした。

今年度、新たに県補助事業として平成29年度から31年度まで3カ年、再度実施されることになりましたので、1月に協議書を提出していたところ、3月末に、ふくおか学力向上推進事業の学力向上推進協力強化市町村の指定を受けたことによって補正するものでございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款1項の質疑を終わります。

次に、10款2項小学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（榎藤 精二君） 続きます、21ページでございます。

10款2項2目教育振興費、11節需用費、内容は消耗品で10万円の増でございます。こちらは、県の10割補助でございます。

こちらのほうは、福岡県教育委員会が、平成29年度、30年度、31年度、福岡県重点課題研究指定・委嘱事業に千年小学校が3月末に指定、委嘱されたことによる補正でございます。

福岡県教育委員会が、県の最重点課題としている3つの課題の中のICTを効果的に活用した授業改善の研究・委嘱校に千年小学校が、県下の小学校で1校、指定委嘱されております。

補助額の消耗品につきましては、授業等で使用する電源ドラム、パソコン、ケーブル等のパソコン周辺の機器でございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款2項の質疑を終わります。

次に、14款予備費及び歳入については、一括して企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 22ページでございます。

14款1項1目予備費209万円の減額補正です。歳入歳出補正額の調整によるものでございます。

次に、歳入です。

11ページをお開き願います。

14款2項2目1節、我が事丸ごとの地域づくり推進事業費補助金900万円です。

歳出予算3款1項1目で計上しました1,200万円の事業費に対しまして、国が4分の3を補助するものでございます。

次に、12ページです。

15款2項5目1節、強い農業づくり交付金2,884万7,000円です。

歳出予算6款1項3目で計上しました交付金3,188万3,000円に対する県の補助金になってまいります。

15款2項8目3節、ふくおか学力向上推進事業等補助金45万円です。

歳出予算10款1項4目で計上しました費用、110万2,000円に対する県の補助金になります。

同じく、福岡県教育委員会研究指定・委嘱校研究費補助金10万円でございます。

歳出予算10款2項2目で計上しました10万円に対しまして、県が全額補助をするものでございます。

次に、13ページでございます。

20款5項1目1節、コミュニティ助成事業助成金540万円です。

歳出予算2款1項14目で計上しました500万円及び9款1項4目で計上しました40万円、合計540万円に対して、一般財団法人自治総合センターから全額助成を受けるものでございます。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで予備費及び歳入の質疑を終わります。

これで議案第49号の質疑を終わります。

日程第3. 議案の委員会付託

○議長（榎川 正男君） 議案の委員会付託を議題とします。

議案の委員会付託については、お手元に配付しています議案の委員会付託表のとおり、所管の

常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案の委員会付託表のとおり付託することに決しました。

○議長（櫛川 正男君） 以上で本日の議事日程は終了しました。本日はこれで散会します。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後 3 時46分散会
